

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第四十五号

昭和四十一年六月八日(水曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 中川 俊忠君

理事 倉成 正君

理事 館林三喜男君

理事 赤路 友藏君

理事 伊東 隆治君

理事 宇野 宗佑君

理事 小枝 一雄君

理事 笹山茂太郎君

理事 網島 正興君

理事 丹羽 兵助君

理事 長谷川四郎君

理事 森田重次郎君

理事 兒玉 末男君

理事 西宮 弘君

理事 森 義親君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

運輸大臣 中村 寅太君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 森本 修君

農林事務官 小林 誠一君

農林事務官 (園芸局長)

委員外の出席者

専門員 松任谷 健太郎君

六月三日

委員西宮弘君辞任につき、その補欠として久保

田鶴松君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員久保田鶴松君辞任につき、その補欠として

西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

第一類第八号 農林水産委員会議録第四十五号

昭和四十一年六月八日

同日

委員西宮弘君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として久保田鶴松君及び稲村隆一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君及び久保田鶴松君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び西宮弘君が議長の名で委員に選任された。

同日

は、きわめて重大な関係でございますので、本案の制定に際しまして、まず大臣としての全体的な輸送体制というものの御所見を承りたいと存じます。

○中村(農)國務大臣 野菜その他生鮮食料品の価格を下げるというところは、これは佐藤内閣でもあらゆる努力を続けておるところでございますが、その中で、運輸省の受け持ちます輸送の面におきまして、鉄道施設を整備するとか、あるいはトラックターミナル、倉庫、港湾等の整備をするというような、そういうあらゆる面の近代化あるいは合理化をはかりまして、輸送の円滑化をはかる、それが物価の安定と低物価に役立つというような目的をもちまして、鋭意努力をしておる次第でございます。

○兒玉委員 特に生鮮食料品の中でも、野菜の場合、輸送時間の短縮ということが第一の問題点ではなからうかと私は思うのですが、今後の貨物輸送関係の中で、特に生鮮食料品の輸送時間という点について、どのような構想なりあるのかは計画をお持ちか、この点まず伺いたいと存じます。

○中村(農)國務大臣 遠隔の地から野菜あるいはその他生鮮食料品を送ります際には、兒玉議員も指摘をなさいますように、できるだけ時間を短縮するということが、消費者に対するサービスでもございまして、さらにそのことによって運賃としての価格も下げられるというような利点もございまして、陸上で送ったが便利であるか、海上で送ったが便利であるか等、いろいろ研究いたしまして、最も安くして、しかも早く消費者のところへ届け得る方法を検討していきたいと思っております。御承知のように、最近、科学技術庁等で宮崎から野菜を船で運ぶというような研究をいたしておるのでございまして、それは冷凍施設をする

とか、あるいはコンテナ輸送等いろいろ工夫をいたしまして、そして生産地から消費地へ直結するような輸送体制をつくらうというような点でも、いま検討を続けておる段階でございます。

○兒玉委員 先般国鉄のほうからいただいた資料によりますと、たとえば、現在五時間近くかかる九州から東京までの例であります、これを現在の特急の大体二十四時間程度に短縮したいというふうな意向が示されておりました、この点、特に今回の野菜法案の提案と軌を一にしまして、その構想は非常にけっこうですが、大体その実現というのはどの辺に目安を置いているのか。今度の第三次長期計画が確立されておるわけですが、単なる構想としてではなくて、この輸送時間の短縮というものは、いま大臣も言明されたわけでありまして、特に特急貨物列車の設定によって距離的格差を解消するという問題ですけれども、大体どの年次を目標としてこれを現実しようとするのか、この点大臣の御所見を承りたいと存じます。

○中村(農)國務大臣 鉄道によります貨物輸送につきましては、いま兒玉議員が指摘をなされましたように、直道のいわゆる貨物列車等を研究しております。運賃等につきましても、先般の運賃の引き上げの際も、野菜その他生鮮食料品につきましては特別の割引の処置をとりましたのも、できるだけ物価に影響を与えないようにという配慮からであります。そういう問題等も含めまして、直接野菜を積みまして、それを直行で消費地に送ることのできるようなダイヤの組み方を研究しておるところでございます。できるだけ早い機会に逐次そういうことをやってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○兒玉委員 きょう明確にお聞きできない点は、また明日お伺いしたいと存じます。

次に、現在の国鉄のいわゆる貨物駅の設備でありますけれども、現在東海道筋は全部汐留駅におろされるわけですが、現在の神戸市場等関係市場にいわゆる継送するために、時間的にもあるいは経費の面においても、相当私はロスがあらうと思ふのです。そういう点から、貨物の積みおろし場の設備の改善ということも、これは重大な問題であります。いつでございしたか、愛知方面からきた貨物が汐留にきて、それからまた横浜等の市場に転送するのに三日も四日もかかった、こういうことで、全然その品物が役に立たなくなった、こういう一つの問題等も起きておるわけです。この点、特に先般の運賃改定の際にも、そういうふうな輸送時間の短縮なり、あるいは設備の改善を通じて大衆に奉仕するといふことが、運賃改定の大きなねらいとして明らかにされたわけですが、特に国民生活の中でも、最も値上がりしやすい野菜の価格等においては、国鉄の輸送形態、あるいは設備の改善ということが要求されている面が、私はきわめて大きいと思うのですが、この設備改善等についてどういふふうな考えをお持ちか、明らかにしていただきたいと存じます。

○中村(農)国務大臣 設備の改善あるいは輸送体系の整備等につきましては、兒玉委員が指摘されるような方向で具体的に国鉄で検討を続けまして、そしてできるだけ早い機会にそれが列車ダイヤの中に組み入れられるように、計画を進めさせてまいりたい、かように考えておりますが、具体的な問題につきましては、国鉄でない、私ではよくわかりませんので、国鉄にひとつ答えさせるように、きょうは来ておらぬようでございますから、次の機会に延ばさせていただきますと思ひます。

○兒玉委員 それでは、大臣に對しましては、また国鉄当局等とも十分連絡をいたした上で、明確な御答弁がでますように、大臣を通じて要望を申し上げて、運輸大臣に対する分はきょうはこれで保留をしておきたいと思ひます。

園芸局長にお伺いしたいと思ひますが、先ほど

大臣にもお尋ねしたわけですが、野菜の価格は、昭和三十五年から四十年にかけましての一般の消費者物価というのは約三五%の値上がりを示しておりますが、その中で、特に生鮮食料品は平均五六%、その中でも、野菜は倍近くの値上がりを示しておるわけですが、このように野菜の価格がべらぼうに高くなった。しかも日本は世界でも有数の野菜の消費国でございまして、国民生活の中に占める比重というものは非常に大きいわけですが、このように野菜が非常に高くなったというのは、一体どこに原因があるのか、この点まずお聞きしたいと存じます。

○小林(議)政府委員 お話のように、野菜の小売り価格でございしますが、これが昭和三十五年に比べてまして、昭和四十年では約九六%の値上がりになっております。この原因がどこにあるかということでございますが、卸売り価格も、大体三十五年に比較しまして、四十年が約九五%ぐらいの値上がりになっております。それからまた、農家の手取り価格でございしますが、庭先価格でございしますが、これも昭和三十九年で大体九〇%ぐらいのアップになっておるわけでございます。

その原因でございしますが、野菜というものでございしますけれども、この生産は、御案内のとおり、相当伸びておるわけでございます。作付面積の伸びはそう大きくないでございしますが、お手元の資料にございしますように、生産額と申しますか、これは相当の勢いで伸びておるわけでございます。ところが、需要の面におきまして、これも相当また伸びておるということから、生産が需要に追いつかない、需給が均衡しないという問題から、その価格が上がつておると思ひます。さらに、昭和三十五年と現在とを比較いたしました場合に、たとえばトマトにしましては、キューリにいたしましては、いわゆる端境期の生産額あるいは出荷額というものが相当伸びておるわけでございます。そういうことから、わりあい高価なものが出回っておるという問題があるかと思ひます。しかし、その根っここの問題といたしまし

ては、御案内のように、野菜作は非常に人手を要するのでございまして、米に比べてまして、十アール当たりの投下労働時間も、露地栽培で大体倍、あるいは施設栽培になりますと、三倍、四倍というような労働の投下量があるわけでございます。また、流通段階におきまして、それぞれ非常に人手を食ひ、小売り段階においても非常に手間を要するというようなことで、最近の農家の労働力の不足という面、あるいは流通段階におきまして人件費のアップという、いわゆるコストが上がってきておるというふうな問題、いろいろな問題が合致されて、先ほどのような値上りを示しておるのだというふうな考えでおる次第でございします。

○兒玉委員 経済局長にお伺いしたのでありますが、これは先般本会議の際にも大臣にただしたのでありますけれども、あまり明確な答弁をいただけなかつたのですが、いま局長の値上りについでに大体のお考えが説明ありましたが、先般中部管区行政監察局の追跡調査の結果というものが、ある新聞に発表されておりました。これによりまして、小売り価格を一〇〇とした場合に、生産農家の手取りが二・六、小売りマージンが三・七から六・六、それから中間マージンが七・七、四、そういうことによつて見ても、とにかく生産者価格と小売りとの格差というのが二倍ないし五倍というふうな、きわめて常識的にも考えられないような数字が発表になったわけですが、このことは、いま園芸局長の答弁されました、価格が倍近くはね上がったという中においことが、きわめて重要なウエートを占めておるのではないかと思ふのですが、これらの点を通じて、経済局としてはどのような理解をいたしているのか、まずこの点にお伺いしたいと存じます。

○森本政府委員 御指摘のように、いろいろな段階別の価格の数字が出ております。あるいは農林省で三十七年度に調べましたもの、東京都で追跡調査といったようなことでやっておるもの、それ

から中部管区のもの、いずれもそれぞれある時点において調べ、また調べ方にも、それぞれいろいろな方法があつて、違いがございします。時によつていろいろ数字が違つてまいります。必ずしも中部管区で調査されたものが流通段階別調査の絶対的なものであるというふうには見られない。いずれにいたしましても、それらの調査によりまして、生産者の手取りの価格と、それから最終の末端の価格と、かなり開きがあるといふことは言えると思ふのであります。一つは、そういうふうな開きが出てまいりますのは、何と申しまして、御案内のように、野菜の価格そのものが、価値そのものがわりあい低い。したがつて、中間的な経費、たとえば荷づくり包装費であるとか、あるいは運賃であるとか、その他小売りの経費であるとか、そういうものの比率としては高くなつてくる。野菜の価格そのものが安いのですから、絶対的な中間の経費というものは、比率としてはかなり高く出てくるというふうな傾向になると思ひます。これは単に日本ばかりではございせん、諸外国においても、もちろん日本とは数字は違ひますけれども、傾向としては同様な傾向が出ておる。ただ、最近の趨勢を見ますと、先ほど園芸局長がお答えになりましたように、人件費のアップでありまして、あるいは集荷経費、運賃、そういったものも若干ずつは上がつてきております。そういうふうな諸経費のアップによつて、中間経費が絶対額としては増大していくといふことは言えると思ふのであります。その面をコストを下げていくというふうな対策になりますと、やはり中間的な諸種の段階をできるだけ簡素、強力にしてい、小売りの段階にできる、あるいは卸、仲買の段階にしても、できるだけ簡素、強力なものにしていく。それから取り扱ひの数量にしても、できるだけ大口にして単位当たりの経費を下げていくというふうなことで、非常に抽象的でございますけれども、そういうふうな方向で中間段階を合理化していくということが長期的に必要ではなからうか、そういうふうな思ひしております。

○児玉委員 五月三日の閣議において、野菜等を中心とする生鮮食品の安定対策について、特に計画生産と流通機構の整備を促進する、この二点について早急に対策を講じようということが決定されました。特に農林省関係においては、東京都の卸売り市場の増設ということ、それからこれは経済局が園芸局がわかりませんが、標準売り場の設定、さらに消費者教育の徹底、こういう点等を早急に講じようということが決定せられておりますが、経済局に関する部門であらうと存じますが、これらの点についてどういふふうな措置をいまいとらうと思ふのか、この点お聞かせいただきたいと思ふのです。

○森本政府委員 最近政府内部におきまして、御指摘のように、生鮮食料品の価格対策として、緊急に何らかの対策をとるべきであるというふうなことになっているわけですが、ただ、御指摘になりましたそれぞれの項目について、緊急に対策を考え、できるものから手を打っていかうというふうな決定があったところでございまして、現在、これらの項目について具体的にどういふふうな対策を講じていくか、目下検討しておる段階でございします。まだちょっと申し上げるところまで具体的な中身は固まっております。

○児玉委員 園芸局長にお伺いしたいのでありますが、今回のこの法案の制定を通じて、とにかく計画的な生産と同時に、需給のバランスをとって、価格の安定をはかるというのを考えておるわけですが、御承知のとおり、野菜というのは、過去の歴史が示しますように、非常に価格が不安定であり、しかも自然現象に支配されやすい。そのために減産、暴騰、増産、暴落、こういうことを絶えず繰り返しておるわけですが、何といひましても、生産農民の意欲というものは、価格の安定ということが絶対的な条件であるわけですが、特に生産者の価格の安定と同時に、消費者の価格もやはり安定をはかるということでは、私は非常にいびつな形にならうと思ふのです。そういう点から、特に今回は、生産者に対し

てはとにかく産地指定なりあるいは価格補てん等の方策はとられておるけれども、消費者に対して、この法案の制定を通じて、いかなる方法でもってこの消費者価格の安定をはかることができるのかどうか、そのための対策はどうしようとしているのか、まずこの点お聞かせをいただきたいと存じます。

○小林(誠)政府委員 本法案と消費者価格の関係でございますが、先ほどもお話ございましたように、三十五年に比しまして、倍近くも価格が上がったというこのほかに、野菜の価格は、御指摘のように暴騰、暴落を繰り返しておるわけでございます。この暴騰、暴落の原因と申しますか、それをさしに分析をしてみますと、卸売り段階から消費者に至るまでの流通段階の経費でございますけれども、これは人件費の増というふうな問題がございまして、ふえてはおりますけれども、比較的固定的でございします。ところが、卸売りの市場の価格が非常に大きな変動を繰り返しておる。その上に固定的なものが乗っかかってきて消費者価格が形成されておるということに相なるかと思ふのでございします。したがって、そうなりますと、値上がりという問題だけでなく、やはり消費者の家計の設計をいたします場合に、非常に安かったり高かったりいたしますと、毎日の献立もなかなかうまくできないというふうな問題、あるいは消費者のさいふにも響くというふうなことになるので、卸売り段階の価格の安定をはかるということが必要と存するのでございします。したがって、そのためには、やはり野菜の生産と出荷の安定をはかるということが、卸売り価格の安定になり、また消費者価格の安定に通ずるものであるというふうに考えるわけでございます。もともと、先ほども申し上げましたように、反当の投下労働時間も非常に多い作物でございます。また、出荷の場合にも相当手間を食うものでございします。したがって、各生産及び集荷、出荷の段階においても、できるだけ生産性を高めていくということによって、労賃の上昇部分がじかに

野菜の価格あるいは生産費に影響しないような方途も考えていかなければならない。その価格の安定と生産性の向上というのを通じまして、消費者価格の安定、また消費者のためになるのだというふうに考えておる次第でございします。

○児玉委員 この点、一番大事なことは、いまま少し突っ込んでお聞きするわけですが、その前提として、現在の消費の需給関係の中において、大体全国的に野菜の生産の状況というものは、一体どういふふうな形で把握されているのか、この点が、いわゆる供給側の状況の把握というものが的確にとれなければ、いま局長が答弁されたような価格形成というものは、私はなかなか困難ではないかと思ふのです。この点、経済局長にお伺いしたいのですが、大体市場への出荷が二割ないし三割程度少なくなると、価格は倍近く上がるような現象を示す、この点、供給の関係というものが、非常に価格変動の幅を大きくしているというところで、先般、私は何回も委員会ですれをお聞きしたわけですが、わずか二割か三割出荷が減ったことによつて、価格がやたらに上がる、そういうことは一体どこに原因があるのか、この点まずお聞かせをいただきたいと存じます。

○森本政府委員 野菜の価格が必ずしも出荷量の増減の割合に計数的に比例して騰落をしていないという問題であります。たとえば出荷が二割減れば、価格が二割上がるというふうなことになるのは当然で、そうならないではないか、こういうお感じであらうと思ひます。御承知のように、野菜はほとんど貯蔵がきかないというふうな関係がございします。したがって、たとえば入荷量が若干ふえたということになりましたと、そのふえた部分を貯蔵して価格をならしていくという操作はきかない。したがって、ふえましても、それをその日のうちにさばいていかなければならぬ。またあるいは減少した場合にも同様なことで、短期的な調整がなかなかつきにくい品物でございします。それからまた、小売りの業態の姿を見ましても、大量に荷が来ましたから、それを値段をうん

と下げて大量にさばこうといったような経営の対応のしかたでも必ずしもないわけでありまして、また消費者も、大量に入荷があったからその日の消費量をやらにふやすというふうな態様も必ずしもない。ことに最近の野菜の消費の状況を見ますと、一種の生活必需品といったようなことで、需要そのものがかなり固定をしておる、弾力性が少なくなつておるといったような傾向を見ます。やはり出荷量の多少の変動によつてその価格変動が増幅されるといったような経済現象が生じてくるということも、やや事柄の性質上あり得るのである。ただ、価格がいたずらに変動いたしますことは、決していい状態ではないわけでありまして、あるいは生産の安定、出荷の調整といったようなことを通じて、供給量にそれほど不安定がないという状態をつくり出す、また、卸売りのあるいは小売りの段階におきまして、できるだけ価格が安定するようないかなる業務をやっていたかといったようなことについては、できるだけ今後指導を強化していかなければならぬ、こういうふうにしてまいります。

○児玉委員 園芸局長にお伺いしたい。先般の行政管理局から出されました「行政監察の結果について」の中の第二の第二項で、生産状態の把握ということ、特に各地方農政局において地域野菜流通改善協議会というものを開いて、生産量等の把握につとめておられるけれども、これはなかなか的確な把握がなされておられない、こういうことが指摘されておりますが、今回のこの法案の制定は、特に生産出荷、いわゆる計画的な出荷を行なつて供給をはかるということがその最大の目的になっておりますけれども、先ほど来需給の関係等も局長が答弁されましたが、一体、現在農林省としては、主要野菜等の生産状況というものは、どういふ機関を通じて調査を行なつておられるのか、この点、きわめて基本的な問題でございしますので、行政管理局が指摘した点等も含めて御所見を承りたいと存じます。

ものがむすかしいということ、その点は、私たちの対策では、現在のところ考えていないわけでございます、むしろ、そういうことよりも、将来にわたりますて、なるべく価格が安定して消費者の口に入るようにということが法案のねらいでございます、お話はよくわかるのでございますけれども、どうも技術的に非常にむずかしいということでございます。

○見玉委員　消費者価格と生産者の関係というのは、非常に微妙な関係にあると思いますが、いずれにいたしましても、暴落した場合は保護をされるけれども、上がる場合は野放しということでは、一本くぎが抜けておる。いまの局長の足りない答弁であります、この点、せっかく安定法でありますから、やはり暴騰する際には何らかの歯どめをする、こういう一つの構想くらいは検討してもしないのじゃないかと思うのです。政務次官がお見えになっておりますが、下がるほうは保護して、上がるほうは野放しということでは、消費者不在だというきめつけをされても全く答弁の余地なしということですが、その点、ひとつ次官として、上がる分は全くやむなしというお考えなのか。何らかこれらの対策を考慮する必要があるのか。

じゃないかと私は思うのですが、この点政務次官の御答弁をお聞きしたい。

○飯谷政府委員 児玉先生の御意見はよく了解できるわけですが、この法律自体が野菜の生産、出荷の安定というものが趣旨でありまして、法律には限界が一応できておるわけでありまして、ただ、私どもは、野菜が暴騰することを防いで消費者を守る、暴落することを防いで生産者を守っていく、そういう意味で、あくまでも暴騰、暴落を防ぐための生産、出荷安定をはかる、そうして結論的には、いわゆる卸売り価格というものを安定することによって、生産者も消費者もある程度利益を保護することができるという考え方に立っております。それが第一の眼目ではないかと思うのです。

それが十分に徹底すれば、私はその目的の大半が果たせるんじゃないか、こういう考え方を実は持っておりますわけでありまして、お説のように、確かに暴落のときには農民を保護する方法はできておりますけれども、じゃ、暴騰するものを、それをした場合に、どこで限界をつけるかということになりますと、たとえば牛乳とか卵とか肉というぐあいにはなかなか野菜はいかないことは、これは御理解がいただけると思うし、技術的な問題として非常に、おそらく不可能に近いほどのものじゃないか。要するに、暴騰を防ぐことに全力をあげていくということになれば、おのずから常識的なところに安定をしていくのじゃないか、こういう考え方を持つわけですね。そういう観点から、先ほどいろいろ議論のありました、たとえば供給量をどうして把握するかという問題等も出てくるわけですが、これは私は、単に農林統計、いわゆる作況報告といったもので十分に供給量の把握はできないと思う。したがって、やはり生産出荷の体制というものを十分に整備するならば、おのずから私は供給量の把握というものはできると思う。現に、私の県の高知県なんかはそれでやっておりまして、年間通じてキウリがどれだけとれてどれだけ出荷をする、しかも、毎日どれだけのものが出るというぐあいに十分把握ができております。

そういうふうな体制が全国的に整えば、その問題は相当伸展ができるんじゃないか、こういう考え方を持っておるわけでありまして、需給のバランスをとるような生産安定を考えることに全力をあげて努力をいたしてまいりたいと思います。御答弁には十分ならないかもしれませんが、法律そのものがその点が限界でございしますので、御了承いただきたいと思ひます。

○児玉委員 抽象的に理解できないわけですが、先ほど園芸局長が答弁されたように、品質の改良とかあるいは規格の統一とか、また包装等を画一的にする、こういうような内容面における改善というものができてくれば、ある一定の商品に対する上限価格等をきめることは決して不可能じゃないのじゃないか。しかも、これからコールドチェーン等を通じて、先ほど経済局長も答弁されましたが、野菜等のいわゆる貯蔵という面等もやはり改革していくならば、いま次官なり局長が不可能に近い答弁をされたが、私は、この点は決して不可能ではない、そういう側面的な改革というものを通じて、上限価格等の設定を通じて暴騰を防ぐことは決して不可能じゃないと思うのですが、もう少し前向きな姿勢で答弁していただきたい、このように考えるわけですね。

○飯谷政府委員 どうも、不可能ということばは、あるいは私の言い過ぎだったかもしれない。そういうことははないはずですが、いざしれにしましても、非常に困難な問題でありますけれども、いざしれ、そういう問題も検討されなければならぬ時代もくるかもしれないし、もちろん前向きで検討することにやぶさかではございません。

○児玉委員 経済局長にお伺いしたいのでありますが、価格の問題は大体この程度にして、次に移りたいと思うのですけれども、これから理想とする形態というのは、特に生産から消費までの過程を太く短くするというのが流通改革の結論だと私は思うのです。そういったしますと、これから生産から消費までの過程における大体中間経費の節減

以外に、価格の暴騰を防ぎ安定をはかる道はないと思うのですが、流通段階の合理化というのは、一体どういう点が理想的な形態なのか、中間経費というものは、大体生産者価格との比率においてどの程度が最も理想とする形態なのか、この点、局長の御所見を承りたいと存じます。

○森本政府委員 中間段階なりあるいは中間経費のあり方でございしますが、先ほど申し上げましたように、抽象的に言いますと、できるだけ中間段階が簡素で、かつまた、流通なり輸送のパイプが太くてということが理想であろうと思ひます。しかし、現在必ずしもそういう状態になっていないというのでは、やはりそれ相当の事情があると思ひます。この前も申し上げたかと思ひますが、たとえば、生産なり供給の体制にいたしまして、漸次改善はしつつありますけれども、いままお零細かつ分散的であるというふうなこと、あるいは消費の形態にいたしまして、多種類のものを少量ずつ毎日買っておるというふうな消費の形態、あるいは小売りの段階にいたしまして、御案内のようないろんな事情になっております。そういうふうな生産と消費の両末端が、いざしれもかなり零細であるというふうな形でありまして、現在のようには市場の中へ持ち込んでくる、市場を通じてまたこまかく分配をされる、こういうふうな形態が支配的になっておること。それからもう一つは、やはり先ほど園芸局長がお答えになりましたように、必ずしも規格が十分整っておりません。したがって、取引をするにも、必ず現物を見て確認をしないと、なかなか値がつかぬというのが現在の野菜の取引だろうと思ひます。したがって、一たんは中央卸売市場なりそれに似たような市場に持ってまいりまして、そこへ売り手と買い手が集まって値を定めるといふようなことが行なわれておるわけですね。したがって、そういう現在の流通複雑といひますか、そういう流通形態が改善されますには、やはり野菜全体について、生産なり出荷、あるいは小売り、消費の段階といったようなものが漸次改革をされてく

るということが、条件整備の第一であろうと思ひます。それから、先ほど言いました規格化を進めていくというふうなことも、取引を改善する上の非常に大きなポイントになるであろう。また、技術的な問題が解決されて貯蔵が進んでいく、あるいは冷凍、冷蔵のままで輸送がされるというふうな、輸送なり貯蔵の手段が整備される、これは将来技術開発に待つべき点が非常に多いと思ひますが、そういうふうないろんな条件が整備され、その上に立って野菜の流通機構というものが簡素、強力になってくる、こういうふうなことは思っております。そういう条件の一つ一つについて、おそろかなり長期的に、また、根気よく政策を続けていくということが基本的に必要ではないか、こういうふうな考え方をしております。

○児玉委員 これも特に経済局長にお伺いしたいわけですが、今回の法案が人口集中度の高い大都市周辺に一応限定をされておるわけでありまして、このことによつて、むしろ私は、生産をするところの地方都市へも、大都市への集中によつて波及効果をねらっておるわけですが、現実には、生産者価格のいわゆる安定ということと、出荷団体なり生産者がどうしても中央市場に集中する結果、地方都市の需給関係のバランスがくずれて、大都市よりもむしろ地方都市において価格の暴騰、暴落という現象が起きまして、大都市からの安定した価格の波及効果というよりも、むしろ逆の結果を招くようなことが予想されるんじゃないかと思うのですが、この点についてはどういうような対策を講じようとしておられるのか、この点をお聞かせをいただきたいと存じます。

○森本政府委員 中小都市における市場の整備の問題であると思ひますが、現在、たてまえとしては、中央卸売市場法では人口十五万以上の都市に中央卸売市場が設立できる、こういうふうなことになると思ひます。私も、私どもとしても、できるだけ、大都市ばかりでなしに地方の都市に対して中央卸売市場が開設されるように指導をしてまいりましたし、将来もしていききたい、こう思っ

ておるわけですが、現状を簡単に申し上げますと、現在、中央卸売り市場が設置せられております都市が二十三ございいます。もちろん六大都市も含め、かなりの都市に中央卸売り市場が設置されておるわけですが、それから、さらに近々の間、ここ一、二年の間に四都市ぐらゐに中央卸売り市場が設置せられるであろう、こういうふうなことになるわけであります。なお、そのほか、十数都市で中央卸売り市場をつくらうというところで、地元で準備ないし相談中である、そういう状況でございます。十五万以上の都市ということになりますと八十ぐらゐになるわけですが、そういう都市にまんべんなくというふうな指導をしておてもいかつかというふうに思ひますので、将来は、私どもとしても、残っております都市のうちで比較的人口が大きい、かつまた、生鮮食料品の消費の傾向を見ますと、かなり増加をしそうであるというふうな都市を重点的に指導いたしまして、中央卸売り市場ができるだけ早期に開設されるように努力をしていきたい、こういうふうに思ひておるわけでございます。

○児玉委員 この市場整備の点は、明日農林大臣にも特に要望したいと思ひますが、これに関連しまして園芸局長にお伺いしたいわけですが、これも、この法律においては、大体四大都市にこれがきめられておるわけですが、この中で、特に集中度の高い大都市及びその周辺の地域を政令によって指定消費地域とすることになっております。本年度においては京浜、中京、京阪神及び北九州を予定しているわけですが、この中で京阪神地域におきましては千葉が含まれていないように聞いておるわけでございます。この消費地域の指定の設けた理由は、本年度この四大消費地域だけに限定した理由は一体どこにあるのか、この点についてお聞かせをいただきたいのであります。

○小林(護)政府委員 この消費地域を指定いたしますときの基準でございますが、これは相当人口の集中が大きく、したがって、野菜の消費量が

が大きいということ、それから、やはりそこにおきます野菜の価格形成が全国の野菜の価格に相当大きな影響を及ぼすという観点から、お話しのように四大消費地域を指定したいというふうな考へておるわけでございます。大体その四大消費地域の中央卸売り市場に出荷されます野菜の量でございますけれども、年間二百五十万トンぐらゐになるわけでございます。全体で流通します野菜の量が約八百万トンでございます。もともと、その四大消費地域の類似市場も含めると、二百五十万トンでなくて、おそらく三百万トンぐらゐになるだろうと考へるわけでありまして、そうしますと、大体八分の三ぐらゐのウエートになるわけでございます。そういうことで、この四大消費地域を指定したいというふうに考へておるわけでございます。

御指摘の京浜地域で千葉が入っていない、あるいは京阪神地域でなせ姫路を入れたのかという御質問でございますが、千葉の状況でございますけれども、大体中央卸売り市場に出荷されます野菜の九割方ぐらゐが千葉県産でございます。野菜の生産地でございますが、千葉県は御案内のように非常に野菜の生産が多いわけでございます。ところが、姫路の場合ですと、県外から相当多量の野菜が入っております。したがって、たとえ四国から野菜を出荷いたします場合に、京都、大阪、神戸という都市のほかは姫路というものも入れます、それを一まとめにしまして一つの京阪神地域という出荷計画をするほうがよいのではないか、また、その地元の方々にしても、相当県外の野菜にたよっておられるわけでございますので、したがって、そういう理由から姫路は入っておりますけれども、千葉はその指定をしなかつたというふうな考へてございます。

○児玉委員 この点、もう少し私も研究して、さらに御質問したいと思ひますが、いすれにいたしましても、先ほど経済局長にもお伺いいたしましたように、三十八年の流通機構の改善要綱の際にも特に指摘されているとおり、一応十五万以上の全都市

に中央卸売り市場を設けなさい、こういうようなことが決定されております。そういう点等々と関連いたしまして、やはり四大消費地域だけでなくして、こういうふうな、少なくとも十五万以上の都市のその地域をもこのようないわゆる指定消費地域に指定して、生産出荷の安定、そうして特に野菜価格の生産、消費、両方の安定をはかるべきだ。この点、農協関係の団体からも指定消費地域を拡大すべきだという意見が出ておりますが、今後の地域の拡大についてどういうようなお考へを持っておるか、この点をお聞かせいただきたいと存じます。

○小林(護)政府委員 十五万以上の都市は、先ほど経済局長からお話ございましたように八十幾つかあるわけでございます。それから千葉の例でも申し上げましたように、大部分が県内産の野菜でまかなわれておる都市が多いのだからと思ひます。そういう意味からは、この中央卸売り市場というものが設けられますのは、当然野菜の流通秩序の観点から非常に好ましいことであるわけでありまして、これにつきましても、指定産地を設けるという観点に立つてこれを見ました場合に、その都市の近郊野菜というものは一つのまとまりがあつて生産されるものではございません。いろいろな野菜がオート三輪その他の小さな運搬車をもつて運ばれるというのが多いのだからと思ひます。したがって、そういう意味で、指定産地、集団産地というものを育成していくという観点から考へましたときに、その十五万都市を全部指定消費地域にするということはむしろ問題だらうと存じます。しかし、お話の点を、単に四大消費地域に限らないで、もっとその範囲を拡大すべきじゃないかというお話につきましては、今後のその地域の野菜の消費量あるいは中央卸売り市場に集まります県外の野菜の量というものを等も検討いたしまして、将来の問題としてこれは検討したいというふうに考へておる次第でございます。

○児玉委員 若干質問の内容は前後しますけれども

も、先ほど経済局長にお聞きするの一点抜かしおりました、地方都市の需給関係も含めて、特に北海道とか東北方面のように、冬場に非常に野菜が不足する、こういう地域に対してはほとんど考慮がされてないわけですが、先ほども御質問いたしましたように、地方都市の市場整備も含めて、こういうふうな北海道なり東北等の冬場に野菜の不足する地域における対策というものはどういうふうな考へておられるのか、この点をお聞かせいただきたいと存じます。どちらでもけっこうです。

○小林(護)政府委員 北海道、北陸、東北という地域の冬場の野菜の問題でございます。例を札幌にとりましての場合に、大体冬場に道外から札幌の中央卸売り市場に入荷いたします野菜が一万七、八千トンではないかというふうに記憶いたしております。しかも、いろいろの種類の野菜を合わせて一万数千トンでございます。したがって、そういう意味で、札幌に対して近くに一つの指定産地というものを指定するということは、その量の上からいましてなかなかむづかしい問題でございます。しかし、積雪地帯の冬場の野菜の問題は、最近の生活様式が変わつてまいりました点から申しまして、当用買いが非常にふえておるという現実もあるわけでございます。そういうことから、やはりこれに対しては、スムーズに冬場野菜が供給されるような方策を考へる必要はあるというふうに考へておる次第でございます。大体札幌に供給されます供給圏、野菜の生産は、関東地方あるいは東海地方というところからこれが出されておるわけでございます。したがって、北海道庁と関東各県なりあるいは東海の各県にお集まり願ひまして、どの県から大体冬場にどのぐらゐ札幌に出すのだというふうなことをお打ち合わせをしておるわけでございます。そういうことで、最近におきまして、札幌の冬場の野菜が非常に高くて弱つたというところも聞いております。今後、そういうふうに出荷いたします県と北海道あるいは北陸という各県とお集まり願ひて、い

ろいろ打ち合せをいたしまして、スムーズに流すということにつきましては、今後も園芸局が中心になりまして努力いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○児玉委員 この指定消費地域の指定については、明日また大臣にも特にただして、今後拡大の方向にひとつぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、指定野菜の関係でございますが、この第二条の二項によりまして、当面六品目が予定されておるようであります。しかし、実際指定する野菜とは一体どういうふうな根拠に基づいてやっているのか、さらには、実際三十九年度の市場への入荷量等から見ますと、この六品目のほかに、ニンジンとか白ネギ、パレインシヨ、サトイモ、カブその他野菜等、将来相当は需要の増加が予想されるものがあると思つておる。たとえばレタスとかピーマン、こういうもの等は、ほとんどの家庭が消費しているんじゃないかと思つておる。ですが、この野菜指定についての方針というものは一体どうなつておるのか。さらにまた、私は、今後指定野菜というものを需要に応じて拡大していく、この法律の条文では、単に「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて」ということでございます。そういう点からいいますならば、やはりこの六品目以外に、申し上げました点等も十分考慮していくべき問題じゃないか。しかも、今日、露地栽培じゃなくて、施設等が相当整備されて、いわゆる四季を通じて、ほとんど一時期に集中するような形態でなくて、今後恒常的に出荷をされる状態というものは、すでに現実になっているわけですが、そういう点から、指定野菜に対する御見解を承りたいと思つておる。

○小林(誠)政府委員 指定野菜の指定の基準でございますが、これは消費量が多い、また裏返して言いますれば生産量が非常に多い、したがいまして、国民生活上非常に大きなウエイトを持つておるといふものを逐次指定いたしていきたいという

ことを考えているわけです。それからもう一つは、やはり指定産地というまとまりを持った集団産地を育成していくという観点に立つわけでございます。したがいまして、相対的には量は多いけれども、それは主として都市近郊でばらばらにくられておるといふことで、集団産地として育成するといふことが非常にむずかしいという種類のものもあるわけでございます。そういう観点から、先ほど申し上げましたような基準によりまして六品目を指定したいというふうに考えておるわけでございます。

この六品目に次ぐものといつたしまして白ネギあるいはニンジン等でございます。これらにつきましては、将来これを追加する方向で検討したいというふうに考えておるわけでございます。一時期に集中するといふこと、たとえば従来ならば、トマトでございますとかあるいはキュウリ、これは夏場のものでございます。それが次第に周年化いたしております。私たちがいたしまして、そういう意味で、需要の動向から見まして、夏場のキュウリあるいはトマトといふことでなくて、それぞれ一年を通じてキュウリあるいはトマトといふものの供給を円滑ならしめるというところで、指定産地につきましても、そういう観点で指定産地を種別ごとに指定しておるわけでございます。

なお、レタス、ピーマンでございますが、これにつきましては、最近非常に伸びておるわけでございまして、レタスでは、過去七、八年の間に三倍半ぐらいに伸びております。そういうことで、大体国民の消費生活の中にこれは入つてきておるわけでございます。しかし、まだその生産量、収穫量から申しまして、これは五万トン程度の生産でございます。そういう意味から、今後需要の伸びがあるいは国民消費構造の変化といふものによりまして、どうしてもレタスなりあるいはセロリといふものが国民の生活必需品として中に入つてくるという場合には、そういう動向を見きわめまして、これを検討したいというふうに考えて

ておる次第でございます。

○児玉委員 この点、いままでの需要の動向等は十分把握した結果、一応本年度六品目が決定されたものと思つておるわけですが、やはりこれから食生活の傾向といふものが年を追つて相当変わつてくることも予想されますし、この辺の扱いについて、ひとつ十分検討の上、今後できる限り拡大をしていくべきではないかと思つておるのですが、その点いかがでございますか。

○小林(誠)政府委員 御指摘の線に沿ひまして検討したいと思つておる。

○児玉委員 次に、農林大臣は関係都道府県知事の協力を求めて学識経験者等の意見を聞いて指定野菜の需要の見通しを立て公表しなければならぬ、こういうことになつておりますが、こういうふうな指定野菜の需要の見通しというものは大体毎年これを公表するの、あるいは一定期間置いてそういうふうな見通しを公表するの、この辺はどういうふうになつておるのか、その点明らかにしていただきたい。また、学識経験者の意見を聞くといふことになつておりますが、この構成等はどういう点を考えているのか、この二点についてお聞かせをいただきたいと思つておる。

○小林(誠)政府委員 何年後の需要の見通しを公表するの、かというお話でございますが、私たちが考えておりますのは、大体五年後の需要の見通しといふのを立てまして、それをもとにいろいろ指定産地の指定といふようなものも行ないたいというふうに考えている次第でございます。

学識経験者でございますが、これは需要の見通しでございます。したがいまして、消費について学識経験という点、あるいは流通の関係、また、それを満たし得るかどうかという点におきまして、生産、流通、消費各段階の学識経験者からいろいろその御意見を承つた上で、これを決定したいといふふうに考えておる次第でございます。

○児玉委員 これは多少前後する点もありますが、けれども、特にお聞きしたい。あとのほうの価格補てん制度のところでございますけれども、大体指定地域の中央市場を通す分だけが暴落した際の対象になつておるわけですが、やはりこれから流通機構がとにかくこういう前提に立つていきましたならば、いわゆる生産地から大口の工場とかあるいは学校給食とか、こういうふうな直接取引をする機関も相当あるわけで、そういう点から考えますと、その数量なり価格等が確認をされずならば、このような中央市場を通すものだけに限定しないで、やはり価格政策という面からも当然このような大口需要等、こういう施設等の関係に對しては適用を私は拡大していくべきだと思つておるのですが、この点どのようにお考えになつておるか、お聞かせを願いたいと思つておる。

○小林(誠)政府委員 生産地から各消費地域に野菜の流れてくるルートといたしましては、中央卸売り市場を通すもの、あるいは類似市場を通すもの、あるいは大口の需要者に直接生産地から送られるもの、いろいろ考えられるわけでございますが、現在のところ、その大部分が、先ほど経済局長からお話ありましたように、中央卸売り市場を通して行つておるわけでございます。そういうことから、この対象を中央卸売り市場を通すものだけに對して対象にしたいといふふうに考えておるわけでございますが、その理由といたしましては、類似市場の場合ですと、これの報告聴取といふことも非常にむずかしい問題があるわけでございまして、現に幾らで仕切られたかという問題、あるいはその価格水準が幾らであったかといふことが非常に確認がむずかしいという問題もあるわけでございます。また、大口工場の場合も、このような取引価格の確認といふこともむずかしい問題でございます。いまのところ、まだ生産地から消費地に直接に渡るといふルートは非常に狭いルートでございます。したがいまして、将来の方向としまして、そういうような方向でその面が拡大してくるといふこととあわせて、今後におきまして、その価格補てんの対象を単に中央市場に限らず、生産者なりあるいは消費者なり大口

工場に直接渡るものにつましてもこれを広げるといふことについては、その流通の動向というものを十分に見まして、また、技術的にその確認方法がどういふふうに行うことができるかといふことにつきましても検討したいといふふうな考へておられるのでございます。

○児玉委員 この点、特に流通面との関連がありますので、経済局長にもお伺いしたいわけですが、これも、いまの園芸局長の答弁は非常に慎重にされておる。もちろん、これは価格なり数量等を明確に確認することが前提であります。同時に、価格形成の面においても、そういう機関等を当然対象とすることによって、いわゆる直接取引が消費対象により安い価格で提供されるという点等から考えますならば、やはり単に中央市場を通すものだけに限定しないで、そういうふうな大口需要等なりそういう関係のものについても適用を拡大していくことが、生産と消費を直結させる、同時に、私は、流通の合理化を拡大するという面からもきわめて必要なことじゃないかと思うのですが、この際経済局長の御所見も承りたいと存じます。

○森本政府委員 園芸局長がお答えになりましたように、他のルートを通りましたものについても取引の数量なりあるいは価格なりは十分把握できるといふふうな技術的な問題が解決されるならば、先生の御指摘のような方向で検討していくべきであらうというふうに私も考えております。

○児玉委員 次に、野菜の指定産地の点であります。特にこの第五條によつて、都道府県知事は指定の申し出をすることになつておるわけでございます。この点、やはり都道府県知事は野菜指定産地の指定の申し出をする場合に、特に関係の深い都道府県の農業団体等の意見を十分この際聞く必要があるのではなからうかと私は思うのですが、この点明文化されておられません。この辺はどういうふうなことになるのか、この点明らかにしたいと存じます。

○小林(誠)政府委員 指定産地の指定の方法といひましては、農林大臣が都道府県知事の意見を

聞いて指定をするという方法と、もう一つは、都道府県知事からの申し出に基づきまして農林大臣が指定するという方法と二つあるわけでございます。御指摘のように、この法案では、その指定に際しましては農業団体等の意見を聞くという規定はございません。ところが、指定産地につきまして生産出荷の近代化計画を立てます場合に、知事は農業団体の意見を聞くわけでございます。しかも、その指定産地につきましては、都道府県知事は生産出荷の近代化計画を立てなければならぬという義務規定になつておるわけでありまして、したがって、指定産地になりまして、当然生産出荷近代化計画を立てなければならぬというところになるわけでありまして、さらに、その生産出荷近代化計画に盛り込まれております内容は、これは土地改良その他でございます。これは農協主体になります。農協連といふものがこれの実施主体になるのでございます。したがって、その知事がその地域につきまして指定産地の指定の申し出をいたします場合は、あるいは農林大臣に意見を述べます場合には、当然その農業団体の意向に反しないで行なうというふうな考へておる次第でございます。特に法律規定を設けなくても、一連のものといたしまして農業団体の意見というものが反映されるものというふうな考へておる次第でございます。

○児玉委員 この点、あとでまたいろいろと御要望したいと思ひますけれども、野菜指定産地の指定について、農林大臣は指定野菜について一定の要件に従つて産地指定をするということになつておるわけでございます。この指定産地の年次別別計画は一体どのようなものか、また、現行の指定基準と、この法律の施行後の指定の規模、あるいは消費地域への出荷の比率等についていろいろと基準の相違もあるのではないかと私は思うのですが、この点いかうなつておるのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○小林(誠)政府委員 昭和四十年年度末までに指定いたしました産地は、これは四品目でございますが、キャベツ、白菜、トマト、キュウリの四品目につきましては百九十八指定いたしました。さらに本年度は二品目を追加いたしました。本年度末までに三百十の指定産地を指定したいといふふうなことで、その予算措置も講じておるわけでございます。先ほど申しました百九十八の指定産地も、当然この法律に基づきます指定のし直しという点も含めまして、本年度は三百十の指定産地を考へておるわけでございます。将来の問題でございますが、これは来年度から話でございます。数としては確定いたしておりませんけれども、おおむね各品目とも四大消費地域に出荷されますそれぞれの野菜の量の七割以上をカバーするというところで指定を進めていききたいといふふうな考へておるわけですが、そうなりますと、大体六品目で五百産地くらいになるのではないかと、大體六品目に考へておるわけでございます。現在の指定基準でございますが、これはいろいろ例外はありますけれども、おおむね露地栽培につきましては五十ヘクタール、施設栽培につきましては三十ヘクタール、そういう基準でやっております。また、出荷量につきましては、大體その半分以上が指定消費地域に出荷される。また、共販の率でございますが、そういうものについても基準を設けておるわけでございます。この法律に基づきます指定につきましては、従来の方針を踏襲しつつ、なおその点につきましては弾力的に、先ほど申しましたような七割以上をカバーするというような観点から、基準につきましては、将来弾力的にこれを運用いたしたいといふふうな考へておるような次第でございます。

○児玉委員 これは、この条文のところでないのですけれども、産地指定の問題に関連しまして、この対象野菜といふのは、いわゆる生食用の野菜に限定をされていふかと思ふわけですが、私は、今日の国民の消費部門別の動向というものを見ておりますと、生食用以外に加工用の需要も相当大きいわけでありまして、たとえば、白

菜とか大根とか、そのほかにつけもの用として、特に白菜、大根等が相当使われておるのではないかと。同時にまた、トマト等を原料とするジュース、ケチャップ、こういうふうな加工用の野菜も相当集約的に栽培をされていふかと私は思うわけですが、そういうしたまふならば、このような生食用以外の加工用の野菜等についても、やはり産地指定なり、また対象野菜として当然考慮に入れるべきだと思ふのですが、この点どういふふうにお考えになつておるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 この法律案の目的が、最近問題になつております生鮮野菜の供給ということが中心でございます。したがって、加工用の対策といふことは直接には考へていないわけでございます。たとえば、トマトの場合には加工専用の品種がございます。トマトでございまして、ローマでございまして、加工用以外に生食には回らないというふうな品種がございます。また、産地としましては、四大消費地域には指定しない、ほとんど加工用に回すという場合もございまして、そういう場合は、この対象にはなつてまいらないわけでございます。しかし、御案内のように、大根を例にとりまして、これはたぶん生食である、あるいは生食用であるといふことは、必ずしもはっきり分かれていなくてつくられておる場合が多いと思ひます。そういう場合には、当然加工用に回ります分もその対象に入つてくるということはあるかと思ひますが、加工専用といふものにつきましては本法の対象には考へていないわけでありまして、もつとも大根の場合等につきましては、これがたぶんあんまり回ることが生食用の価格安定ということにも通ずるものでございまして、したがって、そういう意味で加工を全然ネグってしまったといふものではないと思ひますが、加工専用の品種あるいは加工用の野菜だけを一つづつおる産地といふものは、この法律の対象にはなりがたいのでございます。

○中川委員長 午後一時半より再開することといたしまして、この際暫時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時四十五分開議

○倉成委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

野菜生産出荷安定法案を議題とし、質疑を続行いたします。林百郎君。

○林委員 野菜生産出荷安定法案に関連して、私質問いたしますけれども、よく、野菜の小売り値段が非常に上がった上がつたというのを聞いておるのでありますが、ここ三年間、四十年からさかのぼって三十八、三十九、四十年の間に、野菜の値段が小売りと卸と生産費と三つに分けて、パーセントでどのくらい上がったかという数字、わかりますか。

○小林(誠)政府委員 お尋ねの三十八、三十九、四十年の数字でございますが、パーセントで出します場合に、実は三十五年を基準に作業をいたしてきたわけでございます。したがって、三十五年をベースに五年間でどのくらい上がったかということでお答えしたいと思っております。三十五年を一〇〇といたしまして、小売りの価格でございますが、これは総小売店について毎月調査をしておるわけでございます。一九六・七％、約九七％のアップでございます。それから卸売り価格でございます。卸売り価格につきましては、これは中央卸売り市場に入りましての数量でございます。それで卸でせりましての価格をその数量で割ります。そういうことで全野菜について計算いたしますと、これもまたやはり一九五％ぐらいになったかと思っております。それから生産者のほうでございますが、これは統計調査部で庭先価格の調査をやっております。ところが、四十年の末の調査がまだ出ておりませんで、昭和三十九年末で比較いたしますと、大体九〇％ぐらいのアップになっております。総じて申しますと、大体各段

階ともここ五年間に二倍近くになっておることとでございます。

○林委員 小売り価格に比較して生産者価格はどのくらいの比率ですか。——もし何でしたら、四十年の調査があったら四十年の調査でいいです。

○小林(誠)政府委員 実は先ほど申し上げましたように、それぞれ調査の方法が違っております。ものですから、それぞれずばりそのもので比較するわけにはなかなかまいらぬと思うわけであります。もっとも、その数字はあるわけでありまして、それで、いまのどのくらいのパーセントになっておるかという関係でございますが、これにつきましては、むしろ、先ほど申し上げましたように、各調査の方法が違っております。したがって、まして、伸び率として見ます場合は、わりあい正確なものでございまして、その間に何倍になっておるかということにつきましては、むしろ追跡調査と申しますか、生産地に出された品物が、同じ品物が小売りでどのくらいになっておるかという追跡調査が一番正確なんだろうと思っております。その結果によりますと、午前中も話が出たわけでございますけれども、この方法としまして、統計調査部でやっている調査でございます。それから東京都が毎年生鮮食料品の追跡調査というのをやっております。その数字を御説明申し上げますと、昭和三十九年に東京都が追跡調査をやりました場合、いろいろ品目によって違っておりますが、これは産地の千葉から築地を経て小売りにいったという場合でございます。これによりまして、三三・五％、約三分の一が生産者手取りになっております。それからタマネギでございますが、これは北海道から神田、淀橋を通じて東京に入ったものでございますが、これの生産者手取り価格は三二・七％というようになっております。それから北海道のジャガイモは同じく三二・四％というふうになっております。総じて申しまして、この調査によりまして、大体三分の一くらいになってお

りますが、なお、三十七年に農林省で調査いたしましたところでは、手取り率は大体五〇％ぐらいの例もございまして、いろいろそのときの価格によって違うわけでございまして、三十九年に東京都が行ないました調査で、ちょうどキャベツのわりに高い時期でございまして、その高いキャベツの場合には、小売り価格にございまして、大体六二％ぐらいが生産者手取りになっております。そういうことで、いろいろ物によりまして、距離によりまして、それからそのときの野菜の価格によりまして、いろいろ農家の手取り率は違っております。

○林委員 そうすると、あなたの言うことをまとめますと、昭和三十九年に東京都で発表している——私の手元にも東京都の発表がありますが、新聞では先月の八日に発表になったのです。これによりまして、三十九年の小売り価格を基準にしますと、生産者価格はものによって違うけれども、大体三分の一前後、こう見ていいということですね。

そこで、次にお願いしますが、今度は野菜の生産費の値上がりなんですけれども、これは三十五年を基準にして農産物の価格の値上がりマッパする数字がそこにあります。

○小林(誠)政府委員 この数字でございますが、野菜につきましては、お手元に資料を差し上げてございまして生産費調査というのがあるわけでございます。これにつきましては、実はサンブルの数で、野菜一般についてそれぞれの品目別の野菜の生産費を全部それで推定するということは、非常にむずかしいわけでございまして、したがって、どのくらい各野菜の原単位がかかっておるかというところにつきましては、これは非常にむずかしい問題でございます。そういうことでございまして、三十五年に比較してどのくらい生産費が上がっているかということは、ちょっと計数的にはじき出すのは困難でございます。ただ、言えますことは、三十五年に比較いたしまして、農業労働の賃金の推移でございますが、これが大体男女とも三十九年までに二倍に上がっております。そういう意味におきまして、労賃部分が、野菜につきましましては、米に比較いたしまして、露地栽培で大体二倍くらいになるかと思っております。それから施設栽培では三倍ないし四倍、温室栽培その他についていえば、もっと反当の労働投下量が多いわけでございます。したがって、そういう意味で、野菜のコストの中で大きなウェイトを占めます労賃部分の値上がり非常に大きいわけでございます。

もう一つ、先ほど申しましたように、野菜の生産費の調査では、その原単位が平均的なものとして出ているかどうかというのが疑問でございます。けれども、一例といたしまして、また年次がちょっとずれておりますので恐縮でございますが、三十二年と三十三年、その二か年間の平均と、それから三十七年と三十八年の二か年間の平均のいわゆる生産費調査から出ました費用の増加というものを出したことはございまして、それで、例をカンランにとりますと、その間、五年間に反当一万二千六百五十五円というふうな値上がりになっております。そういうことで、大体六七％のアップということになっております。その値上がりの一万二千六百円というものを一〇〇といたしまして、各項目別構成を見ますと、労働費が六四％というところとで一番大きな比重を占めておまして、農機具費が三〇％ということになっております。その農機具費と労働費というものはほとんど大部分を占めておまして、肥料はむしろ逆に下がっております。これは先ほど申しましたように、対象としてとりましてサンブルが違いますので、正確なことは申し上げかねますけれども、総じて申し上げますれば、労働費のアップが一番大きなものであろうというふうな推定されるわけでございます。

○林委員 四十一年度の農業観測がきょう配付されましたけれども、これで見ますと、いま局長の言うのと違って、農業用品価格の概況は、変動率

労働の賃金の推移でございますが、これが大体男女とも三十九年までに二倍に上がっております。そういう意味におきまして、労賃部分が、野菜につきましましては、米に比較いたしまして、露地栽培で大体二倍くらいになるかと思っております。それから施設栽培では三倍ないし四倍、温室栽培その他についていえば、もっと反当の労働投下量が多いわけでございます。したがって、そういう意味で、野菜のコストの中で大きなウェイトを占めます労賃部分の値上がり非常に大きいわけでございます。

もう一つ、先ほど申しましたように、野菜の生産費の調査では、その原単位が平均的なものとして出ているかどうかというのが疑問でございます。けれども、一例といたしまして、また年次がちょっとずれておりますので恐縮でございますが、三十二年と三十三年、その二か年間の平均と、それから三十七年と三十八年の二か年間の平均のいわゆる生産費調査から出ました費用の増加というものを出したことはございまして、それで、例をカンランにとりますと、その間、五年間に反当一万二千六百五十五円というふうな値上がりになっております。そういうことで、大体六七％のアップということになっております。その値上がりの一万二千六百円というものを一〇〇といたしまして、各項目別構成を見ますと、労働費が六四％というところとで一番大きな比重を占めておまして、農機具費が三〇％ということになっております。その農機具費と労働費というものはほとんど大部分を占めておまして、肥料はむしろ逆に下がっております。これは先ほど申しましたように、対象としてとりましてサンブルが違いますので、正確なことは申し上げかねますけれども、総じて申し上げますれば、労働費のアップが一番大きなものであろうというふうな推定されるわけでございます。

○林委員 四十一年度の農業観測がきょう配付されましたけれども、これで見ますと、いま局長の言うのと違って、農業用品価格の概況は、変動率

労働の賃金の推移でございますが、これが大体男女とも三十九年までに二倍に上がっております。そういう意味におきまして、労賃部分が、野菜につきましましては、米に比較いたしまして、露地栽培で大体二倍くらいになるかと思っております。それから施設栽培では三倍ないし四倍、温室栽培その他についていえば、もっと反当の労働投下量が多いわけでございます。したがって、そういう意味で、野菜のコストの中で大きなウェイトを占めます労賃部分の値上がり非常に大きいわけでございます。

もう一つ、先ほど申しましたように、野菜の生産費の調査では、その原単位が平均的なものとして出ているかどうかというのが疑問でございます。けれども、一例といたしまして、また年次がちょっとずれておりますので恐縮でございますが、三十二年と三十三年、その二か年間の平均と、それから三十七年と三十八年の二か年間の平均のいわゆる生産費調査から出ました費用の増加というものを出したことはございまして、それで、例をカンランにとりますと、その間、五年間に反当一万二千六百五十五円というふうな値上がりになっております。そういうことで、大体六七％のアップということになっております。その値上がりの一万二千六百円というものを一〇〇といたしまして、各項目別構成を見ますと、労働費が六四％というところとで一番大きな比重を占めておまして、農機具費が三〇％ということになっております。その農機具費と労働費というものはほとんど大部分を占めておまして、肥料はむしろ逆に下がっております。これは先ほど申しましたように、対象としてとりましてサンブルが違いますので、正確なことは申し上げかねますけれども、総じて申し上げますれば、労働費のアップが一番大きなものであろうというふうな推定されるわけでございます。

○林委員 四十一年度の農業観測がきょう配付されましたけれども、これで見ますと、いま局長の言うのと違って、農業用品価格の概況は、変動率

労働の賃金の推移でございますが、これが大体男女とも三十九年までに二倍に上がっております。そういう意味におきまして、労賃部分が、野菜につきましましては、米に比較いたしまして、露地栽培で大体二倍くらいになるかと思っております。それから施設栽培では三倍ないし四倍、温室栽培その他についていえば、もっと反当の労働投下量が多いわけでございます。したがって、そういう意味で、野菜のコストの中で大きなウェイトを占めます労賃部分の値上がり非常に大きいわけでございます。

もう一つ、先ほど申しましたように、野菜の生産費の調査では、その原単位が平均的なものとして出ているかどうかというのが疑問でございます。けれども、一例といたしまして、また年次がちょっとずれておりますので恐縮でございますが、三十二年と三十三年、その二か年間の平均と、それから三十七年と三十八年の二か年間の平均のいわゆる生産費調査から出ました費用の増加というものを出したことはございまして、それで、例をカンランにとりますと、その間、五年間に反当一万二千六百五十五円というふうな値上がりになっております。そういうことで、大体六七％のアップということになっております。その値上がりの一万二千六百円というものを一〇〇といたしまして、各項目別構成を見ますと、労働費が六四％というところとで一番大きな比重を占めておまして、農機具費が三〇％ということになっております。その農機具費と労働費というものはほとんど大部分を占めておまして、肥料はむしろ逆に下がっております。これは先ほど申しましたように、対象としてとりましてサンブルが違いますので、正確なことは申し上げかねますけれども、総じて申し上げますれば、労働費のアップが一番大きなものであろうというふうな推定されるわけでございます。

がかなり高くなるという見通しのものが非常に多い。それから野菜はやはり高目になるであろうというところで、これでいくと、やはり野菜の値上がりや、あるいは農産用品価格——これはいろいろの項目がありますけれども、このほうがかなり高くなるという見通しで、むしろ、資材のほうの上の率が高くなるというふうなこれには書いてあるようですが、そうしますと、あなたの言うた、労働費が高くなっているだけで、資材費はそれほどないというのと違うじゃないですか。

○小林(誠)政府委員 先ほど申しましたように、生産費調査から、三十二年、三十三年といふのと三十七年、三十八年の分を比較したわけでございます。したがって、その農家の対象が違ふものですから、先ほど申しましたように、それをなまで比較いたしますと、そういう結果になります。確かに資材費の値上がりというものはありますが、卸売価格が四十三円でございますが、三十九年は三十四円といふことでございまして、一キログラム当たり約九円くらいアップしております。昨年は特にそういうことで、農産物の価格が、前年あるいは前々年に比しまして、気象状況もあつたわけでございますけれども、比較的高くなつておるわけでございます。そういうことで、この観測におきましては、昨年の春作はわりあい高かつたわけでございます。ことしの春作といふのは、昨年の春作の高価格というものに影響されて、相当作付がふえるであろうという観測でありました。それからまた、暮れに出ます秋冬野菜につきましては、昨年の暮れになりまして野菜価格が軟調になりまして、白菜等につきましてはキロ当たり六円という相場も十月ごろに出たわけでございます。そういうことで、むしろ若干去年よりは減るであろうというのが観測の結果じゃなかったかと思ひます。総じて、それを両方合わせました場合に、昨年よりやや伸びるであろうといふことになつたかといふふうに記憶しておるわけでございます。

○林委員 局長、私がいま質問している前提はこういうことなんです。野菜が非常に高い、そのことが食費の高くなる一つの要因になる。そして何か消費者の家庭生活に重圧を加えているような意見を述べる人がいるわけなんです。そして何か野菜の生産農民と消費者と対立させるような意見もある。しかし、正確な数字を見ますと、小売り価格の約三分の一、よくて五割程度のものが生産農民の所得だ。それに資材費も相当高く、なつていゝ。局長はいろいろのことを言つておられますけれども、ことしから来年の見通しについては、野菜の上昇率よりは資材費の上昇率のほうが強く影響するのじゃないかといふことも見られますので、これもまた生産農民としてはやむを得ない事情だと思つておられます。したがって、いわゆる消費地における野菜の値段の高いということが農民の責任だといふようなことで農民に転嫁させて、消費者と農民を対立させるような意見については、農林省としてはどう考へておられるのか、これは仮谷さんどうです。重大な問題だと思つておられるのでしょうか……

○仮谷政府委員 いろいろそういう誤解を受けるような議論もあるようでございますが、私も絶対そういふことはあるべきことじゃないと思ひます。野菜の価格が上がるのは全部農民の責任だといふたような、そういう考へ方は持つておりません。そういう観点から、やはり野菜の価格の安定をして、生産者も保護するし、ひいては消費者の家計の安定にも資していこうという考へ方で今回の法律を提案したようなわけでございます。われわれは絶対そういふことは考へておりません。

○林委員 局長、意見あります。

○小林(誠)政府委員 仮谷政務次官のおっしゃつたとおりでございます。私たちは、野菜の高いといふのは、先ほど申し上げましたように、資材費の値上がりといふことをあげませんでしたが、これも、生産コストが相当高くなつておるといふことから、野菜の価格が上がつておるといふことが

言えるわけでございます。そういう意味で、農家が上つておるといふ意味じゃございません。現に野菜の収穫量は伸びておるわけでございます。むしろ、一方におきまして需要が非常に堅調であるといふ意味におきまして、需給の均衡がとれてないといふ問題がございます。しかし、その根っこにございまして生産費が非常に高くなつてきているといふことについては十分認識しております。機会あるごとにその点については御説明をいたしておるような次第でございます。

○林委員 園芸局を出している資料の二二ページに、総農家戸数の三十五年と四十年の比率が六五五万戸が五百六十六万戸に減つておると、六五五万戸が五百六十六万戸に減つておると、野菜収穫農家数は五百四十四万農家が四百八十八万農家に減つておると、販売農家数は四百八十八万農家が四百八十八万農家に減つておると、この野菜収穫農家数と販売農家数の(B)と(D)の減少、これは(A)の総農家戸数の減少率と比べるとどうなつておるんですか。これはちよつと計算すればわかることですが、わかりませんか。

○小林(誠)政府委員 いまここに計算した数字は持つておりません。

○林委員 こまかい数字はいいのですが、大体の趨勢としては、総農家戸数の減少比率と並行して野菜収穫農家戸数、販売農家戸数が減少していると思つていいのですか、それとも野菜収穫農家戸数、販売農家戸数の減少率のほうが高いですか。

○小林(誠)政府委員 総農家戸数が六百五万戸でございまして、それが四十年には五百六十六万戸になつておられます。したがって、ここで四十万戸の減になつておるわけでございます。収穫農家戸数は五百四十四万戸から四百八十八万戸になつておられて、ここでは五十六万戸の減といふ数字になつておられます。したがって、野菜収穫農家戸数というのは、農家戸数の減少よりも減少率としては高くなつておられます。それから販売農家戸数につきましては、百四十二万戸が百二十万戸でございまして、二十万戸の減になつてお

ります。したがって、やはりその点におきましては高くなつておるといふことが言えると思ひます。

○林委員 そこで次に、この資料の二四ページを見ていただきたいのです。これにいま局長の言われた生産費の内訳があるわけですが、最初、野菜収穫農家の平均耕作反別は七アールをちよつとこして、こゝろにわかれれば理解しているが、それでいいかどうかといふことと、それから、これは十アール当たりの生産費があつて、これを見ますと、さきあなたが言われたように、圧倒的に労働費が多い。しかし、労働費のうちの圧倒的なものは家族労働になつておるわけですね。そうすると、野菜収穫農家経営といふものは、耕作反別も非常に小さいし、それから家族労働が中心となつておる、こゝろ見ていいのですか、この統計から。

○小林(誠)政府委員 平均の野菜作付面積は、お説のように七アールでございます。したがって、非常に零細な作付であるといふことが言えると思ひます。それから、やはりほかの農業でも同じでございますけれども、野菜につきましても家族労働が主体になつておられます。ただ違ひますところは、反当の労働投下時間がほかの作物に比べて大きいといふところの違いがあるわけでございます。

○林委員 そこで、労働費でもいいですし、家族労働費でもいいのですが、これは一人一日幾らという基準で計算しているのですか。一日の労働費が幾らという計算をするといふ数字が出てくるのですか。

○小林(誠)政府委員 これは生産費調査でございますので、労働費として計算いたします。したがって、これは三十九年の調査でございます。したがって、これは全国の平均の農業労働賃金を使つておると存じます。それによりますと、男が一日七百七十五円、女が一日六百十八円ではないかと思ひます。

○林委員 そうすると、労働費ですが、これも決

して平均の労働費より高い労働費になっておるとは言えないどころか、非常に安い。失対労働者でもいま一日八百円前後とれるのですからね。そうすると、これは野菜の値段を不当に上げるような高い労働費として決して計算されておるものではない、こういうように理解していいですか。

○小林(誠)政府委員 労働投下時間が多いということも申し上げたのでございますけれども、この農家経済調査は、一番左の欄にございまして、この調査にいたしました集計戸数の数が非常に少ないわけでございます。たとえばトマトですと三十戸、そういうことでございまして、実態をあらわしているというところはむしろ少ないと思います。ただ、もう一方、三十八年に、これは農家経済調査から接近いたしました数字がございまして、それによりまして、これは相当サンプルの数が多くわけてございまして、野菜の部門別収支が出ておるわけでございますが、大体一日当たり、ここに出ております数字程度の家族労働報酬になっております。いずれの側から接近いたしましたとしても、それによりまして高い所得をあげているということは決してございせん。

ただ問題は、野菜の価格が堅調で、値段が非常に上がったという場合の収支を計算いたしますと、相当高くなることもあるかと思ひます。先ほど申しました農家経済調査は三十八年でございまして、三十九年は部門別収支が出ておらないわけでございます。米と野菜を相当つくっておる農家で、全体の経営の中の一当たりの所得というものを計算した例がございまして、それによりまして、大体千円くらいになっております。そういう意味で、必ずしも、ほかの作物に比べて高い労働報酬を得ているということは、各資料を見ましても言えないところであらうというふうに考へておるわけでございます。

○林委員 物価の値上がり、家計費の高騰に、野菜の値上がりあるいは生鮮食料品の値上がりが大きな影響を及ぼすという意見が述べられている人もありますので、それと農民の生産費・所得の

実際の補償がどういうことになっておるかということ、最初に質問して、あなたに聞きたいと思つて、こうやってやっておるのですけれども、

そうすると、野菜については、投下労働が非常に量が多くなるということはあるけれども、単位労働力の労働というものは、一般の農産物価格を計算するときの労働が適用されているのだ、野菜だけ特別な単位労働力の計算の数字を使ったのではない、こういうふうにお聞きしたわけですが、そういうことでしよう。野菜の場合、単位労働の一日当たりの労働を幾らに計算するか。一日当たりの労働は一般の農産物価格を計算するときの一日当たりの労働を使つておるのであつて、これは野菜生産だから、野菜の一日の労働は普通の農産物の一日の労働より高く計算するのだ、こういうことではないか、そういうことを聞いておるのだが、そういうことでいいかどうか。もともとわれわれの見解としては、野菜に投下された労働の計算にはいろいろの意見があつて、われわれとしては不当に安いの問題であるいは乳価の問題が農産物価格の計算の重点になるわけですが、そういう意味で話を元に戻して、野菜に投下された労働の単位当たりの労働賃というものは、他の農産物の単位当たりの労働賃と同じものを使つておるのであつて、別に野菜生産農家の労働だから特別な高い労働賃で計算しておるのではないということ、こう聞いているのですか。

○小林(誠)政府委員 これは生産費調査をいたします場合の一つのルールでございまして、その土地の周辺の農村の労働水準というものを単位労働時間に掛けまして、いわゆる労働費を計算しておるわけでございます。したがらして、そういう意味では、すべて各作物とも同じものを使つておるはずでございます。ただ、その結果が、むしろ純益としてどのくらい残るかということになってまいります。家族労働報酬の場合は、それを含まましたのを労働時間で割るわけでございます。そこには差が出てくるということになるかと思ひます。

○林委員 野菜に投下された労働の労働賃の計算については、付近の労働とはどういう基準ですか、ルールからいいます。何人平均の経営の労働賃金が基準になるのですか。付近といつたていろいろあるでしょう。大きな経営もあるし……。

○小林(誠)政府委員 その地帯の農業労働賃金とこの統計調査事務所で行っている調べまして、そこはたとえば男ならば七百七十五円というふうにして、それをもとに計算をするというふうにしておきます。そういう意味で、それをどういふふうにきめたかという点につきましては、またそれをこの経営についてとつたか、あるいはどういふ労働者についてとつたかということについては、私不案内で存じ上げません。

○林委員 では、四十年度は男と女でどういふ計算にしたか、数字はわかりますか。

○小林(誠)政府委員 まだ私手元に数字を持ち合わせておりません。

○林委員 さつきあなたが言つたのは三十九年度ですね。

○小林(誠)政府委員 はい。

○林委員 そこで、先ほどあなたから、野菜の需給関係やいろいろで値段の上がる時がある、そういうときの計算だと、一人当たり千円というところもあり得るという話がありました。御承知のように、これは大暴落もあるわけだし、しかもこの法律は出荷の安定とあるけれども、価格の安定も考慮するということも一応うたててあるわけですから、そこで、私のほうの計算だと、三十九年度の野菜の総出荷量を金額にしますと約二千九百億、この法案が適用になりますと、四十年はどのくらいになり、四十一年は野菜の総生産額はどのくらいになるのですか。

○小林(誠)政府委員 これにつきましましては、統計調査部で農業総生産額というものを毎年はずき出しておるわけでございます。それによりまして、これが総生産額でございまして、結局農家の手取りというかこうになると思ひます。その

数字で申し上げますと、三十九年が三千三百億でございまして、四十年が最近発表になりました三千四百三十四億ということで、約三百億くらいの増になつております。四十一年度につきましては、これはまだ今後の問題でございまして、いまのところわからないのでございまして。

○林委員 このうち、商品として販売に出すのは幾らですか。

○小林(誠)政府委員 この数字でどれだけ販売したかという点は、結局商品化率の問題になるわけでございます。商品化率につきましましては、個々の野菜の商品化率の調査というのには非常にむづかしいわけでございますが、この私たちのほうで調査いたしました結果によりますと、大体つくられた野菜の三分の一が農家で消費されて、あと三分の二が販売されるのじゃないかというふうな推定されるわけでございます。なお、経済調査からいたしまして、七五%という数字も出ております。かりにそういうことで三分の二といたしました場合は、大体千二百萬トンでございまして、八百萬トンくらいが出されるわけでございますが、その価格の問題になりますと、これは非常にむづかしい問題でございまして、幾らで売られたかということについては、その総額が幾らであるかというのを調査したこともございせんし、またちょっと調査することができないような状況になっております。

○林委員 そうすると、この法案の価格補償の対象になる野菜ですね。その販売の総額は四十年で幾ら、四十一年度幾らになる見込みですか。

○小林(誠)政府委員 販売総額と申しますか、これは、中央卸売り市場に入ります数字は的確に把握できるわけでございますが、類似市場等に入ります数字はちょっとむづかしいわけでございます。それで、そういう意味で、卸売り市場を通した調査、これは全野菜についてでございまして、それについてお答えしたいと存じます。

これは統計調査部で毎年やっておるわけでございますが、その四十年と三十九年の数字を申し

上げますと、二百八十二の都市の青果市場、これに入荷いたしました野菜は昭和四十年で六百万トンでございます。三十九年は六百万トンくらいになっておりますけれども、約六百万トンが二百八十二都市に出荷されております。このうちで、中央卸売り市場が設置されてないところもあるわけでございますが、中央卸売り市場の地域においては、四十年で約半数の三百九十万トンが中央卸売り市場を通ずるわけでございます。それと、その中で、四大消費地域の中央卸売り市場とすると、約二百五十万トンでございます。二百五十万トンくらいが四大消費地域の中央卸売り市場を通じて出されておるといことが言えるかと思ひます。価格はどうかという点につきましては、ちよつといままその数字を全部計算いたしておりませんので、トン数で申し上げたような次第であります。

○林委員 そうすると、まずこの量から申しますと、野菜の総生産量が千二百万トンですね。その中で、販売になるのが六百万トン、そのうち、中央卸売り市場に出るのが二百五十万トンということになると、野菜の総生産のうちの二百五十万トンがこの法律の対象になるのだ、こう見ていいのですか。

○小林(誠)政府委員 二百五十万トンは、入荷いたします野菜の量の全部であります。その中で、六品目につきましてどのくらいのウェイトを占めておるかという表がお手元にございます。二十六ページの東京都の例であります。五、四、約五五%で、三十九年の東京都の例から言いますれば、その半分以上が対象になるということになるかと思ひます。

○林委員 そうすると、二百五十万トンの五〇%と見ていいわけですね。この法律の適用対象の野菜の量からいえば、そう聞いていいわけですね。

○小林(誠)政府委員 御説のとおりでございます。

○林委員 そうすると、野菜の総生産量の一割、販売の市場に出てくる野菜の約二割、中央卸売り市場に出でくる野菜の約五割という数字になるわけですね。それでいいわけですね。

○小林(誠)政府委員 さようであります。

○林委員 そうすると、その対象になる農家戸数はどのくらいと見ておりますか。

○小林(誠)政府委員 対象になります農家戸数の問題は、これは実は調査をいたしておりません。と申しますのは、指定生産地にいたします場合に、その作付面積というものを頭に置いておられますので、その中の農家がどのくらいになるかということにつきましては、指定の基準にもいたしませんし、調査をいたしたことはございません。

○林委員 それから中央卸売り市場に上場される野菜の中で二百五十万トン、これは販売総額にするとのくらいいになりますか。

○小林(誠)政府委員 十七ページに表がございす。三十九年度におきまして、ここに入ります野菜が二百四十五万トン、先ほど申し上げましたように二百五十万トンでございます。その金額でございす。その金額は八百四十六億六千二百四十万八千円ということになっております。

○林委員 八百四十六億に對して、大体十二億で価格の暴落の補償できるのですか。ことにこの十二億というのは、はつきりまだ政府から責任ある答弁を聞いていないのですけれども、引き続き約六、七億、近く政府はそれとんとんのものを出すとわれわれは聞いておるわけですね。その点も聞きますけれども、いずれにしても、総金額にする

と、野菜の総金額が三千億近くのものを、上場される市場へ集中されるものは八百四十六億、それに対して十二億の基金で野菜の価格を安定し、出荷を安定させる、少し大げさじゃないかとわれわれは思ふのですけれども、どうですか。

○小林(誠)政府委員 その点でございますが、お話のように約十二億でございます。それで、暴落した場合に十二億円出せる金を積むということでございます。その対象品目といたしましては、カランとタマネギと白菜ということでございます。それをいわけゆる予約数量と申しますか、何ト

ン分についてやるかということをや約しておるわけでございます。それが三十四万トンになります。三十四万トンを予約いたしますということ

で、これはまだ白菜については発足いたしておりませんので、カランとタマネギについて申し上げま

すと、四大消費地域に出荷されております数量が、カランにつきまして約十八万八千トンでございます。三十四万トンの内訳といたしまして、カランが八万七千トンでございますので、

大体そういう意味で、四大消費地域に出てまいりますカランの中で、価格補てんの対象になって

おりますのは四七、八%ということになるかと思ひます。約半分くらいということになるわけ

であります。タマネギにつきましては、その数字は全国で二十六万トンくらいになっておりますが、

その中で、この対象になっておるものが十五万六千トンということ、大体五割以上、六割近く、五九%くらいになっております。したが

して、そういう意味で申しますが、指定野菜が全体の野菜の中に占める割合が小さいという意味におきまして、全体と比較いたしますと、先ほど申しましたようなことと申しますけれども、各品目につきまして見ました場合は、相当そのカバー率が高くなっております。そういう意味で、そのものにつきま

しての効果はあらうというふうにか考えておるわけでございます。

○林委員 時間が来まして、あまり前提が長過ぎちゃって、あと要約してやります。

野菜の生産出荷安定という大きな名前が出ておるものから、名前と中身とあまりかけ離れておるの聞いておるわけですが、結局、三十四万トンという、日本の総生産野菜の三%、販売総野菜の六%、中央卸売り市場へ出される野菜の約一割五分くらい、こう見ておるわけですが、そこで、この農家戸数は幾らなんですか。この対象になる生産量はわかりましたけれども、戸数がわからないことには、近代化計画だて立たないわけなんですよ。

○小林(誠)政府委員 先ほど申し上げましたよ

うに、この戸数というものをたよりに政策をやっておりませんで、指定産地の作付面積というものを対象にしておるわけでございます。したが

して、一戸当たりどうかということとはむづかしいわけでございます。それからまた現在やつております程度の会員は大体県の単位の連合会が主でございます。そこで各単協を通じ農家へ渡すものでございすので、その農家戸数が幾らであるかということ、ちよつとどうにかむ仕組になつておらないので、その点についての御答弁は御了承願ひたいと思ひます。

○林委員 国会は、この法案で幾らの野菜が保護されるかじやなくて、野菜をつくっている農家が何軒くらいこの法案の均てんにあずかるかということが、法案審議の中心なんです。それでわれわれは態度をきめるわけですよ。いくらりばな法案が通つたて、五、六百万戸もある農家のうちの%にも満たないような農家だといふときに、そういう場合、政府がいろいろ金を出してやるといったて、われわれそこににわか賛成できるかどうか、問題になるわけでしょう。だから、法律にうたつてあるように、生産及び出荷の近代化の計画を推進する、そして野菜農業の健全な発展、国民消費生活の安定といふ以上は、この野菜農業の健全な発展をはかること、この法律の適用農家は幾らが対象になるかということが大体出てこないことには、どうにもしようがないじゃないですか。おそろくほんのわずかなものと思ひます。がね。だから、実際は農林省はつかんでいけれども、あまりむづか

ませんが、それで計算いたしますと、一産地約千五百戸でございます。先ほどからお話しになっております五百地区というふうになりますと、七十万七十五万になりますけれども、そうしますと、百二十万販売農家の中の七十五万が対象になるのだということになります。この数字は、先ほど申しましたように、全産地について洗っている数字でございます。いまのような試算もできるということで御了承願いたいと存じます。

○林委員 そうすると、七十万戸という数字が検討に値するものであるかどうかは別として、かりに七十万戸としても、野菜の生産農家の総戸数が約五百二十万戸ですか、そうわれわれ見ているのですが、その約一割前後というように見ているかと思ひます。そういうことですか。もしあなたの出した数字が検討に値する農家戸数として……

○小林(誠)政府委員 さようでございます。

○林委員 そこで、次の問題ですが、今度は本法の八条の二項二号、「生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。」とありまして、「土地改良、作付地の集約化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項」、このあるわけですね。そこで、この法案の対象農家になって主産地指定を受けると、この事業を必ず裏づけとしてやることになるかと考えていいのですか。

○小林(誠)政府委員 この計画は知事が立てるわけでございます。それに基づきまして実施主体は、これは土地改良あるいは共同利用施設が多いと思ひますので、農協なりそういうところになるかと存じます。

○林委員 どこがやるにしても、いずれにしても、土地改良、作付地の集約化、農作業の機械化、生産の近代化という事業が裏づけとしてなされるというようにわれわれは見ているわけですが、そこで、かりに土地改良としますと、これはさき私的ではあなたと話していたのだけれど

も、基盤整備の補助率が四五%、近代化施設が三分の一、あとは原則として生産農民の負担として行なうようになる。負担というのは、借り入れ金という形になるかもしれないけれども、そうしますと、かりに対象になる農家はさき言った全日本の野菜生産農家の一割前後として、しかし、それにしても、これだけの負担を平均耕作反別七アール前後の農民が負担するということになる。これは負担し得る農家と負担し得ない農家とがどうしても出てきて、この負担にたえられない農家は、この負担がしきい切れなくなつて、野菜の生産からはすれていくことになる。野菜の生産から八百億ぐらいに対してわずかに十二億前後の基金制度によって、暴落した場合——これは基準価格の算定のしかたも、私は非常に意見がある。五年平均なんて、最近みたいにインフレが非常に進行しているときに、五年平均して、しかも著しく暴落した場合と書いてあるけれども、あの程度暴落した年も除くということになりますと、その保証基準価格が一つ問題になりますけれども、それにしても、わずかに十二億ぐらいのえさで、八百億もの野菜生産農家をつつこうとしている。しかもその農家は、同時に土地改良、作付地の集約化、農作業の機械化、それからそのほかの近代化方式をやつて、五五%を自己負担、近代化施設は三分の二を自己負担しなければならぬということになると、これはまさに対象農家が非常に局限されてくるのじゃないですか。そういうことを考えられませんか。

○小林(誠)政府委員 平均面積からいいますと、七アールでございます。この農家は、作付といいますが、全体の耕地面積の規模からいいますと、相当多いわけでございます。したがって、その中の一部分の問題でございます。したがって、その点についての土地改良の裏負担の問題という点、また共同利用施設の裏負担の問題という問題は、一般の融資なりあるいは補助の問題にもつきまとう問題でございますが、この三分の一の補助でございますけれども、これは共同

利用施設的なものを中心でございます。だから、たとえば共同防除施設でございますとか、あるいは集出荷施設とかいうものでございまして、直接その農家の借金というものにならぬものが多いのだらうと存じます。したがって、そういうことで労働節約的な作業をやりますことによつて、当然その農家の所得もふえるわけでございまして、そのいう意味におきまして、必ずしもこの裏負担が農業経営を非常に圧迫して、脱落する農家が出てくるのじゃないかということにはならぬものだ、こういうふうな考えをしております。またわれわれとしても、過重負担にならぬようによく注意していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○林委員 たださえ脱落の農家戸数が他の農家より多い野菜生産農家ですから、それがこの基盤整備や近代化施設で膨大な負担を負うことになる。あなたの主観的な意図はわかりますけれども、客観的には、あなた方が考えているのは、相当大規模な農家で、資本力もあって、合理化ができて、そしてコストを安くさせることのできる大規模野菜農業経営を考へているのじゃないですか。——それはそれでいいです。私はそう見ているのです。時間がありませんから、あとでまとめて答えてください。これはそうせざるを得ないのですよ。

それからもう一つの問題点は、野菜の価格についてあなた方がもっと真剣に考えられるのなら、卸売市場、これは各々が聞いておるのですが、ここは一体どう考へるのですか。たとえば私たちの持つてゐる数字だけ見ても、四十年には約二千億ぐらいの扱いを大手二十五会社がやつてゐるわけですね。これは東京から全国ですけれども、二十五青果会社がやつてゐるわけですね。四十年が約二千億、三十九年が千六百六十二億ですか、それから三十八年が千四百二十一億というようにわれわれは見ているが、数字はもし正確でなかったら直していただきますけれども、私たちのほうの数字では大体そういうように見ており

ます。これで手数料が八%から七%ですから、これがますます集荷の面までいろいろ手を伸ばしてきている。そうしてここが価格の操作——全国で青果会社が大手二十五社、これがほとんど實際上操作をしておりますから、ここで価格の操作が相当できるわけですね。しかも近ごろは、近代企業としても集荷の面までずっと手を伸ばしてきているというところになります。ここへメスを入れなくて、どうして消費者に対する低廉な価格の保証というところが万全の策と言えましょうか。こればかりとは言いませぬけれども、しかし、これは非常に重要な要因であるし、これは各委員がみな聞いている点なんです。監督と指導の責任ある農林省としては、これはどう考へているのか。まづいまの数字から大手二十五青果会社の扱い高の数字がもしわかりましたら、四十年度だけでもいいですけれども、数字を出してみてください。私の数字でいいかどうかですね。

○森本政府委員 ちょっと大手何社という数字はいま手元に持っておりませんが、全体の、全国で青果物の中央卸売市場の卸売部の扱った金額としましては、三十九年度二千九百億という数字になっております。四十年度はまだ手元に持っておりません。

○林委員 わかりました。

それで、手数料はいろいろのパーセンテージがあるようですが、全国で二千九百億ですか。

○森本政府委員 二千九百億です。

○林委員 二千億として、かりに七%平均として百四十億ですか、それが大体二十五程度の大手のところにいつてゐるわけですが、これは取り扱ひが保証されているし、額が保証されている。手数料が保証されている。施設は都営の施設を使つております。ここに看板を出しているというだけで、これだけの八%から七%の手数料が取れる。これが野菜の価格にはね返ってくる。しかもその価格のきめ方も、ここで売り惜しむか買い惜しむかすれば、自由に操作できるようになつております。これについては、これは各委員が聞いており

ますので、どう考えるか、これは次官と局長と両方にお聞きしたいのです。

○飯谷政府委員 いろいろ林さんの言わんとするところはよくわかるのですけれども、中央市場の手数料というものは必ずしもかつてに取れるわけじゃございませんから、一応定められた範囲内において手数料を取って、それによって市場運営というものを行なっている。しかもその市場に出荷される代金決済というものについても、責任を負わなければならぬということは御承知のとおりだと思ひまして、決して不当なものを取っておると私どもは考えておりません。ただし、手数料もできるだけ安くしようということで、たしか三十八年だったと思いますが、手数料もある程度引き下げをやったことがあると私は記憶いたしております。そういうふうなことをいろいろ考えてみますと、必ずしもそこがすべて暴利をむさぼっておるといふふうには考えませんが、改善する余地は大いにあると私どもは思っております。売買にしましても、特別に貯蔵のきくものならともかくも、野菜というものは貯蔵のきかないものですから、持っておいて操作をするといったことはほとんどできないのじゃないか。しかも市場の値建てはせりによってやっておるわけですから、そういうふうな御懸念というものはあまり大きく考える問題じゃないものだ。私は、取引の改善といった問題、施設の改善といった問題、これは大いにやるべきだと思ひますけれども、改善の余地はたくさんあると思ひますけれども、林さんのようなお説の面については、全面的にそのとおりですということをお願いすることは、いささかどうかなと思っております。

○林委員 これは会社になくてもいいのじゃないですか。都なら都とか、国なら国の公の施設によって、手数料は実費だけでやったらいいのじゃないですか。しかもここに古い官僚が天下りに行ったり、あるいは荷受け会社から政治献金までされるというふうなことで聞いているのです。これは風評ですが……。しかし、これは要する

に、もうける機関が、日本の大事な生産者と消費者をつなぐその関門を握っておるのですから、これはかりに飯谷さんのおっしゃるようには手数料の率を幾らか下げて、取り扱ひ量をふやせば、そんなことはカバードできてしまふわけですよ。それから非常に腐りやすいとかいっても、ゴールドチェーンとか何とかチェーンとか、冷蔵施設も最近はずっとできてきておりますし、若干率を下げたくらいで、ここにメスを入れたということにはならぬわけですよ。どうしてここへ株式会社というふうな営利会社を、中間に、しかも決定的な段階に置かなければならぬのでしょうか。そこがわからないのです。

○森本政府委員 卸行為をいたしますところの企業の性格でございしますが、確かにいろいろな考え方があり得るかと思うのですが、何といひましても、大量の商品を集荷して、しかも短期間に販売をするというふうな、きわめて商業活動としても敏速かつ的確にやるといふふうな必要があるわけでありまして。そういう場合に、公園でありますとか、政府機関といったようなところにいたしますならば、やはり何といひても、その間に、能率の問題その他そういうたまたま商業活動をうまくやるかどうかというふうな問題もあるかと思ひます。そういうことで、従来から卸売り業者というものを厳選いたしまして、中央卸売り市場に配置しておるということでありまして、また、そこにおいてやっておりますところのいろいろな行為にいたしまして、あるいは業務規定、あるいは受託契約準則といったようなものをかなり詳細にきめてまして、届け出をし、あるいは認可をしてやっております。現実に行っております行為について、随時監督をいたしております。先ほど来御指摘がございましたようなことについても、原則としては全部委託販売であります。したがって、自分が買ひにいった高く売るといふたようなこともやれる余地が少くないわけでありまして、また、業務の方法にいたしましても、委託を受けたものはすべてその日に販売をするというふうなこ

とでやっております。業務の執行についても、開設者並びに農林省としても、従来から十分監督いたしております。随時毎年検査をいたしまして、その適正を期しておる次第であります。

手数料につきましては、先ほど政務次官からお答えがございましたように、過去数年の実績を洗いまして、三年前に適正な額に引き下げをしたわけでありまして。

なお、監督上不行き届きの点がありとすれば、われわれとしても将来十分考えていかなければならぬ、こういうふうな考えをもちます。

○林委員 そうすると、青果会社、荷受け会社の主としたもの、取り扱ひの高の大きいところ、上のほうから五つくらいでいいのですけれども、年間の配当をどのくらいやっていますか。――手元に持っているものだけでいいです。

○森本政府委員 ちょっと各社の配当の数字はございせんが、売り上げ高に対する利益率というもので見てまいりますと、青果全体では〇・八八%というふうな数字になっております。

○林委員 それしかわからないのですか。そうすると、配当は全然してないのですか。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたような売り上げ高に対する利益率をあげておるわけでありまして、当然配当はしておると思ひます。ただ、少数の会社につきましても、配当がでないようなものもあるように聞いておりますが、大部分の会社は配当をしておると思ひます。ただ、どういふ会社について配当をしておるかということについては、いまちょっと手持ちの資料がございせん。

○林委員 ただ利益率だけあげても、たとえば金利が幾らだとか、新しい事業にどう手を伸ばしているとか、償却がどうかということをつかまなければ、そんな利益率だけ出してごまかしたって、私はごまかしたと思ふんだ。だって、年間二千億近くも取り扱って、公定の手数料だけでも七、八%とすれば、もう約百四、五十億の金があがっているし、施設は全部国家のものなんだからね。それに対してもっと農林省がどう改革する

か、どうそこを民主化するかということをやらなければ、野菜の価格の真の安定と、それから出荷の安定に非常に大きな画竜点睛を欠くことになると思ひます。だから、あなたがそんな利益率〇・八八%なんという数字だけでこの国会の質問に答えようと思つても、そういう態度はいかぬと思うのです。たとえば配当はこれだけやっています、あるいは将来手数料についてはこうすること、監督についてはこうすること、そういうことがなければ、この荷受け会社に対する農林省の行政的な方針というものはないといいられないのです。しかも施設はみんな公の施設、都やそういう地方自治体が提供して、しかも場所が狭いから広くすると、土地も、そういうものはみんな提供しているわけでしょう。あそこ看板を持っているだけで、しかも最近では、その利益を集荷のほうまでずっと手を伸ばしているから、表面の利益率はそうなったのじゃないですか。そこはどうか。

○森本政府委員 先ほどちょっと見当たりませんでした、配当状況、それぞれの会社についてはわかりませんが、全体の卸売り人については総括的な表が出てまいりましたので、申し上げますと、青果で六十一社ございまして、配当をしておる卸売り人が四十九社であります。それから配当していない卸売り人が十二社、三十九年度はこういうことになっております。それから配当の率でございますが、個々のものはわかりませんが、ここにありますが、数字によりまして、配当しておりますものの平均配当率は約一割ということになっております。

○林委員 一割配当といへば、相当な配当ですよ。しかも農林省では言わぬですけれども、さらに荷受け会社を大型化していく、集中し、独占していくというところも聞いております。この点は、時間の関係で私はもう質問いたしません、しかし、非常に生鮮食料品に対して決定的な力を持つて、荷受け会社についての農林省の国民を納得させる政策というものが出ないことは、私は非常

に遺憾だと思ふのです。この点については、将来さらに農林大臣にお聞きしたいと思ひます。

最後に、私の党としては、こういうことを考へてゐるわけです。真に野菜の生産を拡大し、出荷を拡大させることは、まず第一には、このようなく一部の家だけを保護する法案ではなくして、やはり価格の面で生鮮食料品の二重価格制をとつて、農民の生産費・所得を十分補償してやる、そうすれば、農民は必ず野菜の生産に意欲を燃やして生産を拡大してくると思ひます。これは御承知のとおり、野菜の値段に非常に上り下りがあるというところは、価格の保証がなく、非常に暴落と高騰が激しいということ、しかもそれをたてに今度この法案を通そうとしておるけれども、この法案は、ほんのごく一部のものと考へてもこれは必ずしも価格の安定にはならぬと考へてゐます。二重価格制をやはり貫いてやること。むしろ、この法案でいさますと、低廉な農産物価格、すなわち、標準保証価格がかへつてワクになつてしまつて、野菜を農民が取り引する場合に、そこでとめられてしまつて、実際の生産費・所得が補償されないという逆の作用をこれに及ぼすのじゃないかというように私たちは考へてゐます。したがつて、二重価格制を十分にとること。

第二は、何としても市場ですね。大手二十五社、全部で六十社、そうして四十何社が配当をし、配当率は平均一割。この荷受け会社を民主的にしていくということ。そしてこの荷受け会社の利益が生鮮食料品、ことに野菜等の値段にはね返つてこないような措置を厳重に講ずること。そうして消費者には、政府の責任をもつて家計に影響を及ぼさないような価格で野菜を提供する。こういう制度を徹底的に追求することが真に野菜の生産を拡大し、出荷を安定する道だ、共産党はこう考へてゐます。

○倉成委員長代理 玉置一徳君。
○玉置委員 野菜生産出荷安定法案につきまして御質問申し上げたいと思ひます。
本法案は、消費者の物価対策が大きな政治社会問題となつてゐる現状のもとで、消費者物価上昇に大きな寄与率を持つ野菜の生産、出荷安定対策を積極的に推進し、野菜農業の健全化をはかることを中心に、消費者物価対策の一助にしようという意味で御提案になつたわけでありまふ。かねて私は、予算分科会等におきまして、京都におきまして浜田元農林部長がやつておりました構想をもとに、農林省に野菜の指定生産地制度あるいは出荷安定基金制度の構想の実現方をお願いしておつたわけですが、そういう意味におきまして、本法案をおつくりになりましたことにつきまして、まず最初に敬意を表しておきたい、かように思ひます。
そこで、順を追つて御質問を申し上げていきたいと思ふのでありますが、まず最初に園芸局長にお伺ひしたい。それは野菜価格の近年の上昇率はどうなつておるか、その原因は一体どこにあるか、それについて一つ一つの対策としてはどういうことが考へられるか。まず最初に、野菜価格の近年の上昇率であります。その原因はどこにあるか。そしてその対策はどうしたいと思ひます。この問題についてお伺ひをしたいと思ひます。
○小林(蔵)政府委員 野菜価格の上昇でございます。これは、小売り価格が昭和三十五年に比較しまして約九六、七%上がつております。そういう意味で上がつておるのでございますが、その原因といたしましては、まあ生産は相当のテンポで伸びておることは、お手元の資料でも御案内のとおりでございますけれども、それに比較しまして、むしろ需要が非常に伸びておるという意味で、需要に生産が追つかないということが第一点だと存じます。またもう一つは、最近の野菜の供給形態から申しまして、周年化ということで、冬でもキャベツ、トマトというものが八百屋さんの店頭にあるということになるわけでございます。したがつて、そういうような相当高級な野菜

のウエイトが高くなつてきておるということから、その値段が上がるということでございます。が、その根っこにございませうものは、やはり野菜の反当の投下労働時間というものが、これが非常にほかの作物に比べて多いということでございます。さらに生産者から消費者の口に入りますまで各段階があるわけでございます。その段階におきまして人件費その他の資材費、運賃というやうなものの上昇ということ、生産者が生産したとして消費者の口に入りますまでの生産費並びに流通経費の増高というものがその根底にありまして、そういういろいろなものが原因となりまして、野菜の価格が上昇をしておるというふうに考へております。

その対策でございますが、この上昇というものがさることながら、その変動というのが、消費者にとりましても生産者にとりましても非常に悪影響を及ぼしてゐるので、その生産、出荷を安定させる、そして卸売り市場価格を安定するということとが本法案のねらいでございます。さらにこの法案にございませうな生産出荷近代化計画というものを着実に実行いたしますことによりまして、農家の労働生産性、農業におきまして労働生産性を上げる、また出荷、選別等の、関係の市場に至りますまでの間の経費というやうなものをなるべく削減していくということが、この法案の中に盛り込まれておるわけでございますが、さらに流通過程の全体にわたつて合理化することによつて、その中間経費をなるべく削減していくということによつて、生産者の手取りを引き上げることなく、消費者の価格を上昇させない、上昇させないと申しますか、あるいは上昇の幅をできるだけ少なくするというところで考へていかなければならぬものだと思ひます。

○玉置委員 この問題につきましては、またあとで戻つて詳しくお伺ひをしたいと思ふので、そこで、次に、簡単にお伺ひをしておきたいと思ふのですが、主要野菜の卸売り及び小売り価格

の推移を東京都のほうからの資料で見てもみまうと、主要野菜のうちで、ものによりましては、卸売り価格がさして上がつていないにかかわらず、小売り価格が異常に高騰しておる例、大根あるいは白菜というやうなものが見られるのですが、これは大体どういふやうな原因だと思ひになりますか。

○小林(蔵)政府委員 卸売り価格が高騰してないのに、小売り段階で高騰してゐるという例は、ちよつと私存じ上げないのでございませう。ただ、卸売り段階から仲買にあるいは小売り段階というところに至ります経費につきましては、たとえば東京都の調査でございますと、キャベツでございますが、大体中間経費というものが、キロ当たり二十七、八円から三十円近くかかつておるわけでございます。この経費は、卸売り段階の価格が変わるのがこれにつけ加わつておるといふ意味におきまして、卸売り段階の価格あるいは生産者の価格というものが相当大きく上下いたしました。小売り段階におきましては固定的な経費がございまして、それにつれて同じ率では上下してないといふことはいわれるかと存じます。

○玉置委員 先ほどの話の、野菜価格の上昇は需要に追つかないところにある、こういうお話であります。従来とも暴落したときには生産者泣かせで、えらう思ひ切つた政府の施策がない。暴騰したときには、それがほんのわずかの期間であつても非常に音が非常に高い。ことに物価抑制のやうな今日でありますので、その点の音が非常に音が高くなるわけでありまして、需要に追つかないといふことは、こういう天候その他に左右されるものでありますので、そういうことがあり得ると思ひますけれども、これについては、野菜の生産安定という方法によつてある程度防げると思ひます。しかしながら、いまのお話のように、私は、物価上昇には、一つは——一つの季節ものじゃないし、年間を通してこのごろは野菜を生産してゐる。それにはトンネル栽培だとかあるいは

温室栽培とかいうようなことで、技術的にいままでも非常に生産費がかさんでおるといふことも事実でありますし、野菜そのものが非常に高級になっておるといふことも、ひとつお互いに消費者として頭には置いておかなければいかぬのじゃないか、こういうふうに考えます。

そこで、流通の問題に入るわけでありましてけれども、追跡調査によりまして、これも東京都のやつですが、生鮮食品六品目の価格追跡調査を見ますと、ナシ、ブドウ、大根、白菜、キャウリとなっておりまして、それぞれ生産者価格が——大体小売り価格は生産者価格の二・五倍くらいになっておる。中部管区行政監察局の野菜価格の追跡調査によりまして、生産者から消費者までの倍率は三ないし五倍になっておる。それにつきまして、この追跡調査をされた東京都の意見として、これはこれまでの調査結果では、産地で計画的な生産がされていふこと、高騰をつづける荷造り包装費や輸送費などが問題点としてあげられていふ。その価格の動向とマージン等の構成は前掲した表のとおりであり、「調査した六品目の小売店マージンはほぼ三割になっている。これはまず妥当と云える。又現段階で流通機構で、とくに暴利をあげていると指摘する点はない。」との見解であるが、「こういうことになっておりますが、農林省の園芸局や経済局は、今度のこの法案を出す考え方として、一体生産者価格と小売り価格がどの程度であるのが妥当であるのかという点と、もう一つ、この法案でもって将来の価格の上回りを年率どの程度に抑えようとするのか、いまのままで押え切ろうと思うのか、横ばいですね、あるいは下げようと思うのか、それと生産者価格との関連はどうなるのか、こういう点は一体どういふようにお考えになっておりますか。政務次官も含めて局長二人、合計三人、ひとつ御相談されてお答えをいただきたいと思ひます。

○小林(誠)政府委員 この生産者価格と小売り価格との割合と申しますか、どのくらいであるべきかという問題は、非常にむずかしい問題でございます。生産者価格が引き合ひませんとときには、当然農家といたしましては、生産費を償わなないといふことで、野菜をつくらなくなるといふことになるわけでございます。そういう意味で、生産費を償わなないという価格になりますれば、生産者はそれをつくらないといふことになるわけですから、生産者価格は農家の所得を確保する価格でなければなりませんし、また小売り価格につきましても、需要が相対的に伸びておるといふことでございまして、やはり家計に対する圧迫があまり大きなものであつてはならないといふことになるわけでございます。しかし、実際としてどうあるべきか、それを金額で言へといふことになりまして、個々の品目につきまして、野菜全体の消費支出がどうあるべきかという問題につきましても、非常にむずかしい問題でございますが、ここで問題になります点は、消費者の価格があまりにも暴騰、暴落を繰り返す、安定をしないといふことが、値上りの問題と同時に一番大きな問題でございます。したがらば、生産、出荷を安定することによって、暴騰、暴落を繰り返さないように、安定した価格で消費者に野菜を食べていただくべく、生産者価格を引き合ひするの目的でありますし、生産者価格が高くなるというところの場合に、生産者価格が低くなるというところの場合に、当然引き合ひでございますので、一つの考え方として、生産者の労働生産性を上げるということによって、生産者はふやされども、価格はあまり上げなくてもいい、場合によっては全然上げなくても引き合ひといふことも考え得るわけでございます。そういう意味で、労働の生産性なりあるいは出荷の経費といふものの節減といふことに、またこの法案のねらいの一つがあるわけでございます。それだから、野菜が現在の価格をもとにして年率どのくらい程度のまで上がるか、あるいは上がるのにはやむを得ないのか、あるいは横ばいがいいのかというところの問題も、今後の生産資材の値上がりとかあるいは労賃部分の上昇という問題との関係

もございまして、年率何%にすべきかという点については、野菜生産を取り巻くいろいろな事情によつて変わつてくると思ひますので、その点については、あまり価格が上がりないうちに、何とかその辺をうまくやつていきたいというのがわれわれのねらいでございます。

○玉置委員 抽象的で、私の質問に答へられておらないと思うのですが、それはまたあと回しにいたしまして、対象品目を今度のこの法案によりまして追加する、四十二年度までに指定生産地の指定を追加する、そういうようにいたしまして、全国の市場に入りまして野菜の総量の何%くらいになるのですか。

○小林(誠)政府委員 大体五四%くらいになるかと思ひます。

○玉置委員 三十二万トンが——市場に入ります全野菜量のうち、指定生産物は何%くらいですか。

○小林(誠)政府委員 この三十四万トンが価格補てんの対象になるということでございますが、これにつきましましては、白菜を今度また対象に加へまして、カンラン、タマネギ、白菜ということになるわけでございます。カンランにつきましましては入荷量の約五割、それからタマネギにつきましましては約六割程度になります。白菜は京浜向けのものだけ今年度だけ対象にする予定でございますけれども、その率はまだ未定でございます。

○玉置委員 そこで、お伺ひするのは、アウトサイダーがあるわけですね。これはどこに出荷したらいけないといふことは言えないわけですね。局長からいままで御説明がありましたとおり、どこまで価格を安定してどこへ近づけようかというようにどこまで具体的にほまだいってない。しかしながら、暴騰、暴落、暴騰といふようなものをなくして、まず価格の安定をはかりたいのだ、合理的な安定に落ちつかしていききたいのだ、こういう話であります。アウトサイダーといふものを規制し得ない今日、この出荷が、暴騰にならぬよう仕組まはこれできると思ふのですが、これは

まだ五割しか対象になりません。そのとき、まずお伺ひしたいのは、指定生産地の指定された計画出荷の時期に、計画量よりも一割以上上下した場合は、全体が価格補償の対象にならないのか、超過した部分だけが対象にならないのか、それを説明してもらいたい。

○小林(誠)政府委員 暴騰した場合に、これは予約数量というものをきめております。補てん予約数量というものを現在でも財団法人の協会との間にきめておるわけでございます。その予約数量を——それぞれの作物ごとに出荷機関が違ふわけでございます。それからまた出す市場も違ふわけでございます。市場ごと、それから出荷機関ごととに現実に市場に出します。その場合に、その市場の価格が一般の保証基準価格より非常に下がりまして場合は、その機関を通じてプール計算をしまして、その確定金額を出荷数量に應じて交付するといふのが従来の仕組みでございます。資金協会になりまして、その方法を踏襲するといふことになるかと思ひます。

○玉置委員 そこで、もう一つ、先ほどお伺ひしておりました、ある時期にある指定生産地からある品目を百持ってくるように予約しておる。それを百十以上持ってきた場合は、百十以上になった部分だけを対象からはずすのか、全般をはずすのか。あるいは百持ってくることを八十しか持てこなかった場合、いわゆる一割であるから、九十ですが、それよりも低まった場合は、全般をはずすのかどうか、こういうことです。

○小林(誠)政府委員 これは予約数量がたとえ百ありました場合に、その作柄によりましていろいろ違ふかと思ふわけでございますが、そのときに、やはり無制限に出しましたのでは値くずれをするといふことにおきまして、お互いの間で百十ぐらいにしよつたかといふふうなきめまされた場合は、それより上の場合には、むしろ全体について予約補てんの対象にしないという取り扱ひが行なわれておるわけでございます。ただ、八十出した場合は、当然その予約数量の範囲内、出

荷数量の範囲内でございますから、その八十は対象になるということになるわけでございます。

○玉置委員 それでわかりました。

そこで、先ほど申しましたように、アウトサイダーの問題がある。ただいまタマネギならタマネギの総出荷の約五割予定されておる、カンランは六割予定したものを対象にする、こういうことでありましたが、かなり豊作のときであつて、一〇〇%くらいで話し合いがつくとしても、アウトサイダーは無制限にこれを出し得るわけであります。そうした場合に、廃棄処分をしてくれるような制度、そしてその廃棄に対して、そのまゝ出荷したと同じような価格補てん金その他を渡せるような制度、と申しますのは、包装と運賃を考えれば、こちらはそのまま廃棄してもらつても、農家としてはうまくいけば全額の補償になり得ることがあるわけであります。もう一度申し上げますと、アウトサイダーの場合には、豊作の場合に無制限に出すことに手がつけられないわけでありまして、逆から申しますと、結果的にいへば、アウトサイダー優先と言へるわけであります。そういう事実になると思ひます。そういう場合に、これを棄却してもらつたような方式を同時にこの法案に盛り込んでおかなければ、これは先ほど申しましたような暴騰に対する対策にはなるけれども、そういうところに生産者の不安があり得ると思う。だから、消費者のための法案であるということとはよくわかるけれども、生産者のための法案にちょっと足りない感じがするのですが、その点につきましてはいかがですか。

○小林(誠)政府委員 このアウトサイダーの問題でございますが、当然指定生産地以外に同じ野菜をつくっている農家が多いわけでございまして、その農家から市場には無制限に出荷をされます。市場側といたしましても、当然これは受け入れなければならぬという義務規定になつてゐるわけでございますので、当然市場に入ってくるということになるわけであります。したが、いまし

するということ、たとえば市場に出ますキャベツならキャベツの指定生産地のカパー率を高めていくということが必要であらうと思つてございまして、私たちがしましては、各品目七割以上、おそらく八割近くになるのではないかと思ひますが、その程度の産地を指定するというところにありまして、むしろアウトサイダーの影響をあまり受けない、その出荷が安定すれば全体が安定をするというふうな仕組みに将来は持つていきたいというふうな考へておるわけでございまして、それからもう一つ、廃棄処分の問題でございますが、おっしゃる通りに、確かに豊作の場合に出荷しなければ交付金ももらえないということから、むしろその出荷経費をまかなうのであれば全部出してしまふという問題、御指摘のとおりでございます。そういう意味で、廃棄についても、この金が出せるようにという考へ方につきましては、一つの考へ方でございます。ただ、そこで問題になりますのは、やはり廃棄するという場合に、野菜につきましても非常にむづかしい問題がいろいろあるわけでございまして、廃棄したところが、そのあとに非常に暴騰するとかいうこともあり得るわけでございまして、いつ廃棄するかという問題もございまして、またどういう方法で廃棄をするのだという問題等もございまして、そういうことをいろいろ考へまして、それからまた消費者の不利益にもならぬという廃棄の方法が必要だろ

うと思ひます。そういうことを考へまして、やはり前向きに、そういう点につきましてもわれわれ今後検討していきたいと存するわけでございすけれども、何ぶんにも、いま申しましたように、指定産地のカパー率の問題、これに関連する問題でございます。本法案でも、協会の業務といたしましては、価格の暴落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金を生産者に交付するとなつておりまして、交付のしかたといふものについては、廃棄はこの条文ではだめだといふことでもございせん。そういうことでござい

ますので、将来の問題としまして、十分御趣旨の

点につきまして検討いたしましたして、結論を得たいというふうな考へておる次第でございます。

○玉置委員 いま御質疑申し上げましたとおり、安定というものは、やはり豊作のときが問題だ。したがって、五割ないし六割の対象をなるべく七、八割までに広げていくことが大切である。地域的にも広げていくことのほうがそういうことはやりやすい。それで結局、全般を抑制するというような制度をつくれれば、暴落という問題も起こらぬのじゃないか。最初に私が申し上げましたとおり、案外暴落のときにはお百姓、生産者は大泣き寝入りになつておるものであります。それが暴騰のときには非常に声がやかましいものであります。安定ということでありまして、同時に両者が満足できるような方向にやはり徐々に持つていく必要があるんじゃないか、そういうような意味で、品目の追加並びに同じ品目についてももう少し量及び地域の指定を広げていっていただきたい。同時に、いま申しましたように、廃棄もしくは貯蔵あるいは加工のほうに回したときの差額の補給を、やはり安定するような方法に持つていかなければならぬ。いまは逆にアウトサイダーが守られて、この人たちが自費規制をしなければならぬやうなやうになるという結果もあり得る、われわれはこういうふうに考へるわけであります。

そこで、もう一つであります。いまの基金の設定は大体どのくらいになつておるわけですか。それは指定出荷総量の一体何割くらいに――まあ価格のあれですから、暴落してきた場合のことを考へた場合、どの程度それを守れるのか、その金額総額ですね。

○小林(誠)政府委員 カンランとタマネギと白菜三つ合わせまして約十二億の基金の積み立てを予定しておるわけでございまして、その対象になりますのが三十四万トンでございます。先ほど申しましたように、カンランにおきましては約六割、それからタマネギにおきましては約六割というカパー率になつておるわけでございまして、その価

格の仕組みでございますが、十二億という積算でございますが、これは大体五年に一回くらいは三分の二以下に低落するわけでございまして、非常に経営費自体もまかなえないというやうなことになるわけでございまして、その三分の二以下に低落した場合に、いろいろと出荷経費との差額の七割というものをいま申しましたトン数分だけ払うに十分な金を用意するというふうなことをおるわけでございまして。

〔委員長退席、田口(長)委員長代理着席〕

○玉置委員 私は、下落するときに、三分の二というよりは、ただになつたというあれがこわいと思ふのです。そこで、先ほど林さんのお話のあれは大体二十億あるのです。二十億の中央卸売り市場を経由する全出荷者から一割ずつ安定資金になにしますと、約二十億円毎年できるわけです。林さんのお話の逆に、対象農家戸数の数の問題よりは、全般の中央市場、全般の野菜の価格が安定すれば、その他の全農家にも非常に好影響をもたらすものでありますので、そういう意味では、全出荷者が安定基金の積み立てのなにかいいのではありませんか。むしろ中央市場だけではなしに、把握できないならば地方の市場まで、これの恩恵に、間接的に非常に大きな影響を与えられるわけです。先ほど申しましたように、対象農家の直接これの価格の補てんにあずかる人たちだけでなしに、日本じゅうの野菜生産農家に影響を与えるものであるという観点からすれば、いまの手数料から一割とすると、何かものをとられるように思ひますから、卸売り市場からいまの手数料のうち一割を全出荷者の安定基金に回さないという行政的なあれでもできるのではないかと御承知のとおり、この間かなり下回されたわけでありまして、それともう一割、ついでに全出荷者のためにそういう操作をするからということになれば、できないことでもないと思ひます。言わんとするところは、指定された対象の方々の影響ではなしに、全生産農家に大きな影響を与えるものであるから、出荷の安定基金の原資の積み立ては全出荷者が出して

もいいのではないか、そういうような感じがします。それと同額を国が出してあげるというような制度もつくりまして、これは非常に大きな基金操作ができるわけでありまして、これはひとつ前向きに御考慮いただきたい。決して無理な話ではないと思う。こういう感じがするわけです。先ほどの暴落対策を考えた場合に、廃棄というふうな処分をお互いに思い切つてやるくらいなやり方をしなければ、不足のときの安否はできないでしょうけれども、農産、暴落の対策が若干足りないような感じがするものでありますので、やはりそういうことも考えるべきではないか、こういう感じがするのですが、園芸局長のお感じをひとつ……

○小林(誠)政府委員 これは非常にむずかしい問題でございますが、その理由をいたしまして、出荷者がとにかく全部負担をする、あるいは手数料でまかなうということになりますと、生産出荷者が金を出さなければならない、またその受益も自分らも下がったときにはもらわなければならないという声も出てくるだろうと思うわけでありまして、全出荷者が出しまして、指定産地の中の生産者だけがその利益にあずかるということになりますれば、そこにまた問題も出てまいりまして、また先ほど申し上げましたように、出荷量にして約五十数%の野菜が対象になっておるわけでございます。ほかの野菜も出荷者からくるということになるれば、やはりその負担とそれから利益の均衡の問題というものが出てまいらると思うわけでありまして、この金はだれが積むかというときにも、先ほどおっしゃいましたように、卸から手数料の問題も検討いたしましたのでございますけれども、いずれにいたしましても、これは非常にむずかしい問題でありまして、現在のように国と県と生産者というふうに三者が負担をする、しかし、そうかといまして、従来の三分の一ずつでは、これは生産者の側の負担も大き過ぎるということ、消費者のためにもなるのだということも加味いたしまして、国の負担率を五割にしたわけでございます、そういうことをいろいろ考えた

結果、どうしてもやはりこれは消費者行政という面からいきまして、国の負担率を上げるということによって解決すべきではないかというふうな考えた結論が、負担率の改定でございます。

○玉置委員 私は、かえってそういうことを考えずに、生産者からも取っていただいていたいいんじやないか。というのは、これは生産者行政にもするのだという意欲がわいてこないかと、先ほど言うように暴落対策がないじゃないかということになるのです。だから、百分の一は手数料としてみんないいんじやないか、こう思つて、逆に、その対象になる方は、三%なり五%なり価格が上がったときどうだというやつでいいんじやないかという感じがするから、お話し申し上げておるわけでありまして、

そこで問題は、先ほどのところに戻りまして、一体この法案のねらいは、消費者価格、小売り価格をいまのままで押えようと思ふのか、あるいは生産者価格ももう少し手取りを多くしながら、消費者価格はもう少し下げようと思ふのか、あるいは七%ほど上がりましてものをせめて三%に押えようと思ふのか。先ほどのお話のようにいろいろな問題、いろいろなケースがあると思ふますが、しかしながら、いよいよ具体的な法案を出しておるのでありますので、この法案を出す限り、消費者物価の抑制策を非常に大きなねらいで出す今度の重要法案でありますので、農林省だけではなしに、政府全般として、一体どういふふうにしようと思つておるのか、仮谷政務次官からひとつお答えをいただきたいと思ふます。

○仮谷政府委員 先ほどからいろいろ玉置先生の御意見承りまして、よく御趣意は了解できるわけでありまして、野菜の価格をこれから上げるか下げることという問題、ではこれからの時点を一体どこでとるか、それは百二十種もある野菜を一体どういふ価格によって決定するのかという問題になってきますと、非常に技術的にむずかしい問題で、抽象的だといつてしまわれるかもしれないけれども、合理的な価格によって安定せしめる

という考え方、私もそれはきわめて常識的な線を実は持つておるわけでありまして、しいて数字を出さなければならぬということになると、一定の年度、一定の価格というものをそれは出してやってもいいと思ふます。数字として出すということになればこれはできることであると思ふけれども、それで、では何%上げる、下げるという問題になってきますと、これは非常にむずかしい問題になってくるのじゃないかというふうにも思ふわけでありまして、いずれにいたしましても、現在一番問題になっておるのは、野菜価格が暴騰、暴落するということが一歩問題であつて、消費者自体も、暴騰しなければ、ある程度の価格の上がつておること、これは野菜が現在非常に高級化してきて、しかもそれが施設につくられておる野菜でございます、従来のように露地栽培ではないわけでありまして、しかも季節はほとんどなくなつて、年間を同じものをつくつておるということとを考えると、野菜の価格が従来よりいいということくらいは消費者も理解できると思ふのです。それがいわゆる需給の關係によつて暴騰、暴落することによつて、消費者も非常に生活に影響してくるという問題、しかもそのことが生産者にも非常に大きな打撃を与えておるという点、生産者自体も、これから野菜がどんどん値上がりして、どんもうけなければならぬという考え方は、私は持つていないと思ふのでありまして、やはり生産者の所得というものが一応安定的に取入されるならば、それによつて私も十分了解できる、納得できる問題じゃないかと思ふ。したがつて、暴落の場合には、政府はこれを程度補償し、安定をせしめていくという施策が十分にたられていくならば、これによつて協力ができていくものではないかというところであります。いまこの法律を見ていろいろな角度から議論をいたしてみますと、まことにくつの上からものをかくような、何だかもの足りないような問題が確かにある、私どもも実はさうに考えておるわけでありまして、結論は、暴騰、暴落を避けるための生産出荷体制

をこの際強力に行なうことによつて、まず卸売り価格を安定せしめる、それを出発点として、先ほど申し上げました、玉置先生からお話のあった、あるいはアウトサイダーの問題も、技術的にはまた出てきましようし、あるいはまた農産の問題も、廃棄処分の問題も出てきましようが、この廃棄処分の問題にいたしまして、資金を充実するということも必要でありますけれども、せっかく農民がつくつたものを結局余つて廃棄さすというふうなことは、いろいろ及ぼす影響というものが非常に大きいわけなんです。そういう点から考えまして、その問題でも、たとえば貯蔵の問題、加工の問題、これも徐々に、この法律が施行されていくと同時に、将来の懸案として積極的に考えなければならぬ問題じゃないかと思ふ。物価の値上がりの大半が生鮮食料品にある、野菜にあるということがいわれておりますから、要するに、生鮮野菜の安定の問題に全力をあげていくということになつて、具体的に方策がきまつていかなければ、私には、そのための基金は十二億を二十億にしてもあるいは三十億にしようというのじゃないか、そのくらい積極的な考え方を持つべきだという考え方を持つておるわけでありまして、そういう姿勢のもとに今後は努力していきたいと思ひまして、それがこの法案を提案をした趣旨なんです。不十分ではございますけれども、ひとつ御了承いただきたいと思いますのであります。

○玉置委員 不十分ですけれどもおっしゃるやうに、なかなかむずかしい問題でありますので、まあ今年度はこれで出発されまして、来年あたりには対象の拡大からアウトサイダーの問題、いろいろな問題をひとつにしまして、三年目くらいにはほぼ満足した数字まで出せるような範囲に持つていきたい、こう思ふのです。

ただ、私は、いまのお話のように、廃棄処分の問題は農民の問題だといひましたので、商品生産の場合、廃棄したほうが全体の値段が上がるのだつたら、わざわざ荷づくりして市場へやつて値段を下落させる必要はないのですから、これから

は考え方を少し変えぬと、あまり昔の農本主義でもないかぬのじゃないか。ただになつてもけつこうですから、せつかくできたものは一応市場へ東京見物させてくださいという事は要らないのじゃないか。やっぱり耕地で廃棄していただいたほうがいい場合もあると思いますので、賢明な仮合さんにはつとめおきます。

そこで、この対策で、どうしても生産者にもある程度の希望を持たせながら、しかも消費者価格もあまり高くならないところへ定めたというところになりますと、先ほど来議論しておりますこの安定法案を拡充して内容を充実していくと同時に、やはりだれが見ても流通対策というところへ最後にはいかなければならぬ。中間マージンをどう少なくするかということがこれからの問題だと思ふのです。どのくらいが中間マージンとして適当かと思ふかという質問は、少しやばつた過ぎますのであれでございしますが、やっぱり中央市場というもののあり方がどうしても問題になるし、東京都におきましてこれを数をふやさない、しかもこの生産の規模を拡大して、規格の統一されたものを出荷していこう、こういう段取りでございします。いまのように現物を必ず見なければならぬ、中央市場に集めて見て、手を上げなければならぬという売買の方式は、ここの二年の間に変わつていっているのじゃないか、こう思ふのですが、経済局長から、きょうは詳しくは申しませんが、大体流通の問題としては、この安定法案と並行してどういふような考え方であるところを直していこうと思つておいでになるのか、ひとつお伺いしておきたい、こう思ふのです。

○森本政府委員 午前中も実はお答えをしたわけでございますが、現在の流通段階あるいは流通経費、いろいろ問題があると思ひます。ただ、これは単に流通の関係だけをなめてそれを切り離してどうしようというところも、根本対策の範囲にはございしますけれども、野菜全体の生産なり出荷なりあるいは消費なり、また先ほど御指摘がござ

いたしましたように、現物を必ず見て取引をするというふうな問題、これは当然規格化ということに關係をしてくる、こう思ふのです。あるいは御売り市場の施設でありますと、その中における取引の關係とか、いろいろ流通問題を考へていきます上に、また今後改善をしていきます上に、非常に多くの要素があると思ひます。当面は、先ほど御指摘がございましたけれども、やはり全国の生産地から、一口にいいますと、かなり多数のものが集まつてくる。それから、消費地においても零細な消費が集合するといふふうなところであります。規格化が十分進んでいないといふふうな關係からいいますと、やはり中央卸売り市場を通るという形態が大部分を占めているという事態は、当分続いていくものと思つておるわけであります。したがって、中央卸売り市場の施設の整備でありますと、あるいは内部における取引の改善合理化でありますと、またその間にあつて流通を担当しております卸なり仲買の簡素化、強力な経営に持つていくといったようなこととか、そういう対策に重点を置いてやつてきております。またそれを相当期間経けていかなければならぬと思ひます。しかし、やや長い観点から見ますならば、産地も大口化する、また出荷体制も整備してくる、規格化も進んでくる、あるいは貯蔵等についても試験研究段階から漸次実用段階に入つていく、小売り段階もある程度整備をされてくるという姿を想定されますならば、おそらく現在のような中央卸売り市場を通るといったような形態のみが唯一の経路ではなくなつてくるといふふうにも思われるわけであります。しかし、それは、先ほど申し上げましたような各種の諸要素がそれぞれ合理化、改善をされたその集合体として、そういうふうな流通経路も見えられてくる、こういうふうな思ふわけであります。何ぶんにも、理想としては、しばしば申し上げておりますように、パイプとしては太く短く、その間に流通経費も節約されてくるということが、流通合理化的な理想であらう、こういうふうな思つて

おるわけであります。

○玉置委員 仮谷政務次官にお伺いしたいのですが、私は、野菜生産地の指定という制度は、日本の農業の改革に非常に大きな一歩を踏み出すんじゃないかと思ふのです。そういう点から考えれば、今日これくらいやかましくなつております中央卸売り市場をはじめとする流通の形態、セリといふものをやめることもなかなか困難だといふこともわかります。いろいろなことがわかりますけれども、いましろうとから何かみな寄つていろいろな意見をどんどん言つていくわけであります。そういうような意味では、農林大臣の諮問機関として、学識経験者その他有権的な権威のある審議会でも一つ設けられて、流通、ことに市場の問題について一年、まる二年かかつて、応急対策とは別個に、ひとつ根本的に審議をしてもらう、国民の前にいろいろなことを中間的に發表していただいて、世論を喚起し、それをまたまとめていくといふようなものを急速に設置されていくんじゃないだろうか。あたかも政府が卸—そうじゃないこともよくわかつて、一般の方々からすれば、なぜ中央卸売り市場なんてものを永久に持つておらねばいかぬのだからかという疑念すらわくおそれもあると思ふのです。こういう機会でありますと、私のいま提案しておるような問題をひとつ真剣に農林省でお考えいただくわけにまいらぬかどうか、御意見を伺いたい。

○仮谷政府委員 いま経済局長の話を聞いてみますと、現在中央卸売り市場審議会というのがあります、いろいろの問題を検討しておるようであります。ただ、私も、実はまことに申しわけないのですけれども、いま聞いてそういうことを知つたという程度のことでは、たしてそれがどの程度の効果ある問題をいままで審議し、しかもそれを現実にあらわしたかといふことになつてきますと、全くこれはむずかしい問題とはいひながら、申しわけない次第だと思つておるわけでありまして、玉置さんの御意見は、十分に御意見として拝聴を

いたしました、さらに現在の機構そのものを充実して、御説のように、長期にこの問題と根本的に取り組んでいく、こういう姿勢を持つことはきわめて重要な問題だと思ひますので、御趣旨に沿つて善処したいと思ひます。

○玉置委員 経済局長に伺ひますが、その審議会といふのは、いままでずっと常設されている中央卸売り市場審議会ではないのですか。何もかも中央市場のことをそこでやつていくという在来の機関ではありませんか。

○森本政府委員 御指摘のように、中央卸売り市場審議会といふのは常設の機関です。念のために補足して申し上げますが、たとえば、昭和三十八年に生鮮食料品の流通対策というのを閣議決定をしてやり始めた。その際も、中央卸売り市場審議会に相当の期間にわたつて御審議を見、対策を考えた、こういうことであります。引き続き各各種の問題、たとえば過密都市における中央卸売り市場はどういふふうに立地したり、廃止するか、こういう問題についても現在審議を行つております。

○玉置委員 そうしますと、現在の中央卸売り市場の機構のいろいろな問題をやつていくと昔からある審議会といふのじゃないのですか。

○森本政府委員 たしか昭和三十六年に法律を改正いたしました際に、そのものではできております。

○玉置委員 それでは仮谷さんのおっしゃつたように、ひとつこの際、根本的にメスを入れるという角度から見た形をとらないと、在来のものをそのまま守つていくといふようなことではいかぬので、お願いしておきたいと思ひます。

最後に、これに付随いたします近代化計画ですが、これは非常にいいことだと思ふのですが、これにつきまして、園芸局長、ごく簡単に、どういふことをするのか、あらましを御説明願ひたい。

○小林（誠）政府委員 この近代化計画でございしますが、これはこの条文にもございしますように、作付面積、生産数量、それから指定消費地に対する

出荷数量というものをまず設定いたしましたして、それに必要な生産の近代化に関する計画、具体的に申しますれば、やはり天候によりまして野菜の作柄というものが変動が非常に大きいわけでございます。したがって、その作柄変動をできるだけ少なくする、具体的に申しますれば、病虫害を共同防除する、あるいは畑かんをやつて干ばつに対処するというようなこと、それからまた、そこにおける出荷経費を削減するために共同の出荷施設をつくりましますか、あるいはその労働生産性を高めますために、いろいろの農機具によつて共同作業をやる、そういう生産の近代化に関する事項と、それから先ほど申しました集荷、選別に關するいろいろな施設をやつていく、また先ほどからお話が出ております規格統一につきましても、やはり同じような規格で出すということが、これは生産者のためにもなり、消費者のためにもなるわけでございますので、そういう計画をやるわけでございます。それに対しては、土地基盤整備に對しましては農業基盤整備の補助率、それからその他の共同利用施設につきましては三分の一の補助率ということで、国から補助をいたしたい。それから補助率につきましては、各種の制度融資を活用することによりまして、本年度は七十五産地につきまして、三カ年計画でその十分の三分を計上いたしまして、土地基盤整備と共同施設を合わせまして約三億一千万の予算が計上してあるわけでございます。それを活用いたしますことによりまして、その計画の目的を達成していきたいというふうに考へておる次第でございます。

○玉置委員 私、仮谷さんにここでもう一つお願いしたいのは、赤城農林大臣のときにも、いまの農林大臣にも申し上げたのですが、在米の構造改善事業は、果樹なら果樹、その他酪農にしる、いまだ日本のある程度まで進んでしまつたところには、あの構造改善事業は受け入れやすかつたと思うのです。しかし、今日これからあの構造改善事業という指定を受けまして、それから

昭和四十一年六月十六日印刷

昭和四十一年六月十七日発行

別にいままでたいした生産の経験もないところに、主産地形成しなければならぬということ、どんだんこれから市町村ごとに、日本全般的生産状態がどうなつておるのかもわからずに、町村長の責任において何かやれというやうなやり方は、非常にむづかしいと思ひます。したがって、こちらで——いままでのは間違ひだとは私は申しません。しかし、これらはなかなか受け入れがむづかしいと思ひます。いままでのやつは、在米の進んだところでございますので、そこへ一億円、二億円の投資をしてあげると、それはそのまゝ有効に生きておると思うのですが、そういうやうな意味では、これからの構造改善は——いままで政府がおやりになつてゐるやり方は、これがほんとうじゃないか。畜産は畜産で、こういうやうなことにしなさいということ、多頭飼育をおやりになるところへは思ひ切つたあれをやつていくというやうな構造改善がほんとうであつて、それはどこまでも日本の全般的生産をならみ、全般的流通をならんだ形でやつていくやり方でないと無理じゃないかということ、きょうまで申し上げておつたのです。その意味では、こういつた近代化計画という名前にはなつておりますが、先ほど申しましたように、野菜の指定産地制度を設定して、それを拡充していくというやうなことは、私は日本の農業の一大進歩になるのじゃないかというやうな感じがします。したがって、それに付随するやうな構造改善的なものは、思ひ切つてひとつ予算措置をしていただきたい。むしろ、在米の政府のやつておる構造改善事業と、もう一つ、ことばの違ふ土地改良を基盤とする、農地を頭に入れた、農家の戸数やいろいろな問題からやる構造改善、いま言うやうに生産基盤を思ひ切つて培養して、出荷のルートに合わせて日本の効用を発揮していくという構造改善と、二つあつていいのじゃないか、こういう感じがするのですから、決していまだ十分でないと思ひますし、これだけやつていただくだけでも非常にけっこうなことでありますが、そういう意味で、ひとつ在米の構

造改善にとつてかわつたということでは言いくいことばですが、それと同様にひとつ力を入れて、今後こういうものをやつていっていただきたい。そのことが、大きな日本の構造改善事業のあり方を象徴することになるのじゃないだろうかという結果を期待しますもので、ひとつぜひともお願いしたいと思ひます。

○仮谷政府委員 ただいまの御意見は、私も全く同感であります。私は、従来の農業構造改善というものは、これはいろいろ見方もありますけれども、もちろん成功した面もありますし、十分所期の目的を達していない面もあるわけでありまして、これから先は、そういうやうな問題を取り上げていくにも、やはり長期の需要の見通しの上に立つて考へなければならぬ。そういう観点から、さきに果振法も御審議をいただいた。今回の場合においても、野菜の長期見通しの上に立つて指定をしていく上においては、これはせつかく指定をしてこまめやるのです。しかも物価対策というものの一環として、いわゆる現在の自民党内閣の最も力を入れてゐる問題でもございまして、それから出発して、この事業が進められていくとすれば、在米の考へ方をさらに一歩前進せしめて、積極的にお説のような方向に進めていくということは当然だと思ひますし、私どもはそういう考へ方で努力しなければならぬ、かように存じております。

○玉置委員 私たちは、以上御質疑申し上げましたとおり、なお皆さんとともに、本法案の期待する成果をあげるためには改正すべきもの多々あると思ひますけれども、いずれにいたしましても、事業農業に関する限り、一日で革命的なことをやりましてもついてもきてもえられないわけでありまして、若干の時日を要することは当然であると思ひます。しかしながら、やり出した限り、ひとつ断固としてこの政策を押し進めていただきたい、こういう意味で、私たちは本法案に以上のいろいろな質疑を通じた御要望を申し上げながら、賛成の立場に立ちまして御質疑を申し上げ、今後の御

研さんを期待するものであります。以上をもちまして質問を終わりたいと思ひます。

○田口(長)委員長代理 兒玉末男君から、資料要求に關し、発言を求められておりますので、これを許します。

○兒玉委員 この法案に關係のある政令、省令等の資料を明日の審議開始までにぜひ提出していただきたい、御要望を申し上げます。

○仮谷政府委員 提出いたします。

○田口(長)委員長代理 次会は明九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局